

平成17年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成17年10月3日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第52号 土地の取得について
- 日程第2 議案第53号 財産（土地）の使用貸借（呂久）について
- 日程第3 議案第54号 負担付き寄附の受納（上牛牧）について
- 日程第4 議案第55号 財産（土地）の使用貸借（上牛牧）について
- 日程第5 議案第56号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第57号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第7 議案第58号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第8 議案第59号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第9 議案第60号 瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第69号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第70号 平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第71号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第72号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第73号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第74号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第24 議案第75号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第25 議案第76号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第26 議案第77号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	13番	山本訓男
14番	広瀬捨男	15番	星川睦枝
16番	棚瀬悦宏	17番	土屋勝義
18番	澤井幸一	19番	西岡一成
20番	山田隆義		

本日の会議に欠席した議員

12番 藤橋礼治

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第52号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 1、議案第52号土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園君。

3番（若園五郎君） 土地開発公社の関係で、助役にお伺いします。

今現在の状況を報告をお願いしたいと思います。今、鑑定評価の額とか、何社やっているか、どういう事業の状況になっているか、報告願います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 市の方から依頼をいただいた形でございますので、理事会を開催させていただいて、開発公社としてそれを受けるということで理事会を済ませております。

理事会で、基本的には総額で4億円ということで、それを受けるということで理事会を開き、決定をいたしております。

現在は、この議会で御議決を賜って、それから契約の話を進めさせてもらうということで、そこまでの段階であります。今回の議決をいただいた後に本契約をできるようにしていくというふうに進めさせていただいています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 再度関連してでございますが、今の状況においては、土地開発公社においては不動産鑑定及び単価については確定していないというような説明でございました。そのような内容でよろしいですね。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 当然、額については確定いたしておりません。まだ最終的にはこの議決が終わってからということでございますので、それから入りたい。多少変化はある。基本的には、前から執行部の段階で大筋はやってきておりますので、大筋はあまり変わらないだろうと

いうふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 御説明ありがとうございました。

今回、この条例案につきましては総務委員会に付託されるということでございますけれども、委員長にお伝えするんですけれども、今後の単価、土地利用について、この流れについて、推移、状況を把握しながら進めていただきたいと思います。

理事長にお願いするのは、不動産鑑定士の額が出た場合、もし仮に坪10万と出た場合でも、理事長のすごい努力で9万5,000円でもよろしいし、9万円でもよろしいし、8万円でもよろしいので努力をお願いします。その成果については、結果の報告を聞けばわかりますので、ただ不動産鑑定士をやったから10万円を買うんじゃなくて、理事長の努力で最大限に単価報告できるようにお願いしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） この給食センターの用地、これはハリヨのあります池を含めてのあれでございます。最終的にはこの池の部分も相当あると思いますけれども、給食センターの本当の敷地は、結局どういうふうになったのか。実際にどういう規模のものができるのか、この土地の施設は。

この土地の形状は、南の方がもとの入り口になっております。そこら辺もあつてうまく利用ができるのか、そこら辺をちょっとお答えいただきたい。

議長（土屋勝義君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） 入り口から池の部分までですが、実は工場壊してしまいましたが、工場の西側に6メートル道路がございますが、その道路の延長で大体長方形になるわけですが、道路を含めて長方形の部分でございますが8,300です。これが大体給食の方に使える部分かなというふうに思っております。あとの分が公園、あるいは南側から入ってくる搬入路という形になってくるかと思っております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第53号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第2、議案第53号財産（土地）の使用貸借（呂久）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第54号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第54号負担付き寄附の受納（上牛牧）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第55号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第55号財産（土地）の使用貸借（上牛牧）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第56号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第56号訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） こういった形態というのは、多分以前にも県道墨俣線で中切の地区、

あそこら辺にもあったわけですけど、県道だと言っておったんですが、実際は調べてみますと個人の所有地という土地があったんですが、それについては一応和解をしたというような格好で終わっているんですが、今回出てきました件についても、何かいい方法で解決する方法はないかと。こういった提訴するんじゃないかと、何かいい方法はないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今までも相当合併する前から、この話は井上さんとさせていただきました。ですけれども、なかなか折り合いがつかないということで、結局、提訴になったわけでございますけれども、向こうから、この前お話ししたように訴訟が出ましたので、この際、一遍にここも含めまして、あそこの一帯の話をつけたいということで提出させていただいたものでございます。職員が相当やっておりますけれども、なかなか折り合いがつかなかったのが現状でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第57号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第57号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第58号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第58号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第59号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 8、議案第59号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第60号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 9、議案第60号瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回、条例が出ている指定管理者制度の手續につきましても、総務委員会の方に付託するということですが、条例の内容、4条、指定候補者の選定、5条、公募によらない指定候補者の選定、そして6条につきましても指定管理者の指定ということで、この条例につきましても、県下の市を全部電話させてもらいました。瑞穂市が今回条例が出ていまして、お隣の本巣市についても、3月、6月、9月も出ておりません。その中で、非常に早く瑞穂市は指定管理者制度の手續について条例案を出されておるということですが、市長にお伺いしたいんですけども、具体的に、今現在の施設管理公社と将来ここに指定管理者制度をお願いする業務内容、そこら辺をどのように考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、施設管理公社につきましては、これから指定管理にするのか、それとも直営にして業務委託にしていくかということは、これから検討していくという内容でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園君。

3番（若園五郎君） 具体的に運用する案については、まだ執行部の中で決まっていないう

な感じの答弁でございました。今回、この条例に出ている指定候補者の選定及び指定候補者の公募によらないとかということで、要するに、指定管理者を指定するための業者の選定内容でございますけれども、現在ある施設公社の中身を整理する中で、どの部分をどうするかということにつきまして、今後、総務委員会の方へ付託され、月例の協議会がございまして、今回のその条例案の提出の中では、すべて内容を把握することはこちらできませんので、ある程度執行部の方で概要等がわかりましたら、具体的に委員会なり協議会の方で報告をお願いしたいと思います。

もう一つ、その中で、あくまでもこれは柱ということで条例ですけれども、補助要綱はつくられるかどうか確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） 指定管理にしたときは、それぞれの個別の条例がございまして、個別の条例で対応していくということでございまして、個別の条例につきましても、すべて規則がございまして、その規則の中で運用を行っていくということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、総務部長より各該当する個別の規則なりということでございましたんですが、あくまでもこの要綱につきましては、この条例に基づいて運用することです。すべて執行部の中の、要するに要綱でございまして、ある程度その状況がわかる段階で委員会等に協議をお願いしたいと思います。協議をお願いできますか、確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） それぞれそのことが生じてきた段階で委員会に御協議を申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後になりますけれども、今回、官から民ということで、国の施策の一環の指定管理者制度でございまして、今現在、公社で持っている仕事内容について、100分の1か100分の2かわかりませんが、ある程度の方針が出たら、なるべく早く総務委員会の方に、こちらから請求するんじゃなくて、もしそういう案が出たら、素案でもよろしいので、今後、随時協議をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 指定管理者の手続の条例について質問いたします。

これは基本条例でございます。そういう点では、第1条というのは、条例は目的を明確にするということが必要だと思うんですが、題名的に手続ということになっておるので、それでという解釈かもしれませんが、指定管理者制度が発足してから初めての条例ですので、目的を明確にする必要があるんじゃないかということを思います。そういう点では、この制度が公正で平等を原則として行っていくということと、さらにその指定管理者が行っていく仕事の中で、サービスを通じて住民の福祉を増進すると、そういう地方自治法の精神をこの目的の中に明確にしていけないと、民間の手法にだらっと行っちゃうということじゃなくて、地方自治法の精神を盛り込んでいくということが必要じゃないかと思うんですが、その辺について市長はどう考えてみえるか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

関連してもう一つ、4条の中にも事業計画を出すということになっておりますね。その事業計画の中に、事業計画による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保するというようになっておりますけれども、その平等とともに福祉の向上ということも含めて入れていく必要があると思っておりますので、その2点について市長の見解をお伺いしたいと思います。市長に、条例の一番基本の問題ですから。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 指定管理者制度は、自治法の考え方に基づいて制定していくわけですので、目的とか物の考え方というのは、私、自治法にうたわれていると思うんですね。だから、それに基づいて趣旨を踏まえてやっていくわけですので、自治法で書いている目的とか、そういうものをまたここでもう一度うたう必要があるのかなということの一つ思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか、それが一つ目の私の考え方です。

それから2番目のお話の、事業計画の中で、要するに公平性とか、そういう点もありますけれど、当然、指定管理者制度そのものが自治法に基づいて運営されていくものですので、そういう趣旨というのは改めてうたわなくても、当然、事業計画の中では考えていかなければならない事項じゃないかと、こんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 地方自治法の改正に伴うこういう制度ですから、地方自治法に基づいてやっていくという市長の見解でありますので、その見解は見解として私は受けとめるわけですが、新たな制度ですので、そういうことを確認のためにも入れていくという必要があるのかなということをおもひまして、私の意見を表明しました。

次に質問ですけれども、4条の中で候補者の選定の項が幾つかありますけれども、私はこれに追加をする必要があるなと思っております。一つは、市長及び議員の家族、さらに家族等が経営する企業は、この指定管理者制度に申請することはできないということを明確にして、市

民の皆さんからも疑惑が起こらないようにということで、こういう項目を一つつけ加える必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、通常の我々が行っております公共事業、いろんな事業を行っておりますけれども、事業、工事関係、すべてと同じ考え方で行きたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 新たな制度でありますので、今の入札制度とか、そういう制度にもそういうことがあって、その基準だというような答弁ですけれども、新たな出発に当たっての心構えも含めて、市の執行部、議員が疑惑を生じないような形でやるんだぞという意気込みを見せるためにも、そういう項目をぜひ入れていく必要があると思っておりますので、そういう意見であるということで、ぜひひとつ検討をお願いしたいと思います。

次に、5条で公募によらない指定候補者の選定ということになっておりますが、なぜこの項目をあえて入れられたのかと。これは市長が決められるわけですね。要するに、随契みたいな形になってしまうという形を懸念するわけですけれども、なぜこのような項目を入れられたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、例えば地域の公民館のような例ですね。寄附を受けて市の所有になっておるといようなことの一つの例でございますけれども、そういった場合は、公募によって外部にというわけにはいきません。あくまでもこれまでどおり、その地域の住民による管理ということになるかと思えます。それで、地域の団体にこれまでどおり、直営でゆだねる場合、公募によって外からというわけにはいきませんので、市長が公募によらずに指定するということになるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 具体例でそういうこともあり得るということじゃないかと思うんですけれども、これはそういうことだけじゃなくて、いろんな形に反映してやれるということで、これがあるのでやれるということになってしまいますわね。そういう歴史の流れの中で、大体公募しても、そこが出てきて、これはほかのところは遠慮するとかいうことになっていくんじゃないかと思うんですね、そういう公民館とか地域の問題だと。そういう点では、あえてこういう項目を設けなければならないということは、どうも私、まだ理解ができないということ

思います。

もう一つ、この中でそういう公募をして指定管理者を選定するときの、どの会社を指定するかという指定をする審議会といいますか、検討委員会といいますか、そういう機関を設置することがこの項目にないのですけれども、それはどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） 当然、指定管理者選考委員会というのを設けて、選定した場合は議会の議決が必要でございますので、その経路を伝って、もし指定をするということになった場合は、その経路で御協議いただくということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） ならば、手続の一番基本の条例の中に、そういう一番手続の基本的なことを項目として入れていく必要があると思うんですが、この中にそれが入っておるんですか。どうも私、見ておっても入っていないんですが。それはどういう条例でそれを決められるのか、そこら辺はどうなるんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） それぞれの施設に、特徴といいますか、特異性がございますので、これは個別条例の中で規定をしていくということになるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 質問は終わりましたが、今までの答弁の感想の中で、まだまだもっと詰めなければならない条項、いろいろあると思いますので、ぜひひとつこの条例については、もっと慎重に審議をし、改めるところは改める、追加するところは追加するという方向での柔軟な対応を執行部に要望していきたいと思えます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野君。

7番（浅野楔雄君） 第1条のところに市の公の施設の管理を行わせる指定管理者ということで、市の公の施設の管理といいますと、法を拡大解釈するのか縮小解釈するのかによって、この条項のところ非常に微妙な文章であやふやでありますので、これは恐らく総務常任委員会の方に付託されてくる条例でございますので、今現在、市に公の施設、それからその公の施設にはどういう施設管理の資格のある方がいるかと、そういう一覧表を次の総務常任委員会のおきまでにつくっていただいて、提出していただいて検討したいと思いますので、その点よろし

くお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀君。

8番（堀 孝正君） この条例を制定することによりましてサービスの質の向上を図ると、もう一つはコストダウンを図ると、こういった大きな意味合いがあるかと思いますが。

そこで、市としまして、この条例をつくることによってどのくらいの、どういうサービスが向上し、そしてコストダウン、大まかに予算的でどのくらい、これをするにすることは積算をしておるのかしておらんのか、そこら辺のところをお示しいただきたいし、大体こういうものをつくるのは、もっとわかりやすく絵か何ぞで説明をすると、いろんなことがよくわかるかと思うんですが、行政のやるのは、文言とかいろんなことが本当に複雑でわかりにくいところがあります。そういうことも聞きたい。

私の質問は、これをするによってこういったサービスの向上につながるか、そしてコストダウンはどういうふうに、人員削減とか、そういうものになるのか。大まか、アバウトで予算的にどのくらいなのか、そういう積算をしておるのか、その点について質問いたします。以上。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、この指定管理の制度そのものは、これまで公共団体が管理をすべてしておったというのを、一般企業、一般団体までというのが法の趣旨でございます。それで、ただいまの御質問の中身は、サービスの向上をどのくらい見込んでおるのかということでございますけれども、今現在の段階では、そのコストダウンをどれだけ見込んでおるかという数字はまだつかんでおりません。今現在、公共施設を指定管理にするのか、それとも直営にするのかというところで検討している段階でございますので、御質問の答えにはなりませんけれども、まだその数値まではつかんでおりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀君。

8番（堀 孝正君） なかなか積算できんと思いますが、いずれにしても、こういうことをやる以上は、本当にやってよかったと言われるような効果が出てこなうそですから、そこら辺をよく心して、ひとつ取り組んでいただくことをお願い申し上げたいと思いますし、先ほど他の人の御質問がございました。中身において、やはりつけ加えるべきところもあろうかと思えます。もう少し十分な総務委員会で審議をいただきますようお願いをして、私の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

日程第10 議案第61号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第61号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 市民部長に回答願います。

今回、瑞穂市福祉有償運送運営協議会の非常勤の日額 7,000円が出てきたわけでございますけれども、協議会の目的、具体的に説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 若園議員さんの御質問にお答えします。

この福祉有償運送運営協議会につきましては、道路運送車両法の80条の例外規定でございます。特定非営利法人等が中部運輸局の認可を受けまして福祉有送、いわゆる施設への送り迎え等の有送する場合において、それを許可するかどうかということで、市町村で協議会の意見を聞き、中部運輸局が認可するというところでございます。それに伴います運営協議会の設置ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） この協議会を設ける趣旨、もっと具体的に何かあるような感じですが、今現状からこうあるので今回こういう設けたという、もっと具体例の説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 道路運送車両法につきましては、原則、自家用車は有償で運送の用に供してはならないということが規定してございます。ただし規定で、公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合であって、国土交通大臣の許可を受けたときはこの限りでないということで、有償でもいいということで中部運輸局の許可を得るわけでございまして、そのときにこの福祉有送ということで、特定非営利法人、あるいは社協とか、そういう関係の方が一定の施設へ、どうしても親さんが送り迎えができないとか、緊急やむを得ん場合については、その有送等をやっておられるNPO法人、あるいは社協とか社会福祉法人、そこへお願いをさ

れて、有償でその施設まで送り迎えをしていただくということで、その許可が適正であるかどうかということで各市町村、いわゆる発着から終点ということで規定がされておりますので、それが必要かどうかということで、おのおの市町村で協議会を開き、許可が妥当であるかどうかということの意見をつけて中部運輸局へ申請されるということでございます。その意見を協議していただいて、妥当であるかどうかということの協議をしていただくということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、松尾部長の説明によりますと、あくまでもその該当者は介護認定、身体障害者の送迎の白ナンバーの認可について協議会で検討するという説明があったんですけども、今の現状はどこが問題点があって、今回、ここに出てきたかということを知りたいんです。その辺どうなんですか。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 今の法律でいきますと、介護施設の送り迎えは除外してあります。それは保険の関係でございますので、有償ではございませんので、それについてはこの中では除外してあります。あくまでも、例えばある方が言語治療教室へ通っておる場合に、親さんが送り迎えが原則ですが、親さんがどうしても送っていけないということにつきましては、その法人の会員登録がしてある方については送り迎えができると。あくまでも特定非営利法人等の会員の送り迎えですので、不特定多数の方の送り迎えとは違いますので、その点だけは誤解のないように、よろしく申し上げます。不特定多数の方の送り迎えではないということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 現状としまして、現在、NPOの方がやられ、また親もお迎えしておるんですけども、そこら辺の基準なり、何かの不平があるため、そういう基準をつくって白タクを認可するためにこの協議会を設定するというので、NPOの中で、こういう今の認可する前の現状の中で問題は出てないか。あえて運営協議会をつくってこれからスタートするということですけども、実際にはそういう苦情なり、運営の中でやっていない今の段階で何か問題点は聞いてみえないか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） この制度は来年の4月1日からでございますので、現時点としてはいろんな不都合等は聞いておりませんが、現段階で二、三の特定非営利法人団体が申請の予定をされております。それは羽島市と岐阜市のNPO法人さんが、その会員の中で送り迎えが必

要であるということで、二、三のNPO法人が申請をしてくるように聞いております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、この基準の中で7,000円という日額が出ていますけれども、金額のその基準はどういうふうには算定されているか、お伺いします。今回出ている日額7,000円についての基準をお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の日額でございますが、ここの審議会委員等の欄を適用しまして、この日額7,000円というのを持ってきたわけでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野君。

6番（松野藤四郎君） 今の福祉有償運送の関係については日額7,000円ということで設定したいという話ですが、例えばあるNPO法人にしますと、お客さんから電話がかかってくると、病院へ行く場合、迎えに来てくださいという話があります。そういう場合、有償でやっておるところもあるんですが、なぜ今回こういうふうで設定されたかと。NPOの中でも、そうやってお客さんからお金をもらっておるところもあるんですね。何か不都合ができましたので、こういう制度をつくりたいというふうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほども言いましたように、道路運送車両法では有償でやってはいけないということが大原則なんです。その例外規定で利用料金を取ってもいいということで、福祉有償運送ということで、これは中部運輸局の許可をもらって福祉の送り迎えでも有償ということなんです、あくまでも自家用車では有償で運送に使ってはいけないと、その例外規定ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野君。

6番（松野藤四郎君） 私、あるNPOのお話をしたんですが、ちょっと一回検討させてください、お金を取っていますので。わかりました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 松尾部長に確認なんですけれど、福祉有償運送運営協議会委員というの

は協議会の委員なのか、先ほどの答弁によりますと、そういう御不自由があられる方を輸送される運転手さんだと。身内の方等々で運ばれる、言い方は悪いんですが、乗務員の方だというような答弁があったように聞こえたんですけど、そこでややもすると、議員諸氏、皆さん勘違いがあるんじゃないかなと思ったんですけど、そこらをはっきりしてください。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 答弁の中で誤解を招いたかと思いますが、この有償運送運営協議会のNPO法人から申請が出てきた場合に、それをうちの場合ですと、この福祉有送が瑞穂市で必要かどうかということを確認していただく委員の協議会を設置して、その協議会で協議していただく委員の設置ということで、その委員さんの報酬が7,000円ということです。要は、出てきたときに協議会で協議していただく委員さんの報酬が7,000円ということです。それで、NPO法人から申請が出てきた内容を審査するというございますけど。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） よくわかりました。ということでありまして、協議会委員であるということありますので、議長、ここで要求なんですけれども、ちょっと条例を調べたいと思いますので、休憩をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時08分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 休憩前に引き続きまして質問の方を続けさせていただきます。松尾市民部長、よろしく願いいたします。

先ほどのお聞きした件なんですけれども、協議会委員の日額7,000円に改めとあるんですが、条例が設置がないようなんですけれども、どのように協議会を設置され、またメンバー構成をどのように予定されてみえるのか、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） ただいまの御質問でございますが、条例では規定してございませんが、私ども予定しておりますのは、瑞穂市福祉有償運送運営協議会設置要綱を制定しまして、これで運用していきたいと考えております。なお、委員については10人以内をもって構成することになっております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第62号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第62号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第63号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第63号平成16年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 一般会計の決算認定についてということで、今回、議案が提出されております。その中で一番目につくところで、今回、一般会計の歳入歳出の差引残高がおよそ12億円あると。1年度間の予算に占める割合がほぼ10%という、割合だけを見ていくと大変大きな数字になるわけでありませけれども、こういった数字が出た原因、単純に行政の効率化を図ったということかもしれませんが、その原因についてひとつ教えていただきたいということで質問いたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、まず歳入の関係で市税でございますけれども、固定資産を含めて当初の見込み額よりも1億2,500万円ほどが増額があったということと、そして地方譲与税につきましては2,800万円ほどの増額があったと。そして交付金でございますけれども、約9,100万円増額が見込めたということでございます。そして、大きいのは地方交付税の中の特別交付税でございますけれども3億3,400万円ほど、普通交付税も若干ありましたので、合わせて3億4,500万円ほど増額が見込めたということで、歳入で

合わせまして6億2,600万円ほどが増収が見込めたということでございます。

そして歳出につきましては、それぞれ総務費、民生費、衛生費、土木費、特に数字的に大きく節減ができたといえますのは民生費の1億3,700万円ほど、そして土木費の1億6,200万、教育費の1億2,500万、それぞれ節減に努めてこれだけ数値の節減が図れたということで、総額が5億9,000万円ほどの減額が見込めたということで、合わせまして12億1,000万というような数字になりました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今の説明ですと、歳入の方が予算編成時よりもふえたと、歳出の方が減ったと、この差額で12億という大変大きな数字が上がったということなんですが、単純にこの数字だけを比較した場合、今の内容、説明を聞いた上でこういう話をするのも変な話ですけども、これだけの金額が浮いてくるということになると、市の行政サービスの内容だとか質、そういったものが、言葉は悪いんですが、どこかで手抜きと申しますか、低下、または量が減ったのではないかと、そういう見方をされるおそれもあるかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷部長。

総務部長（関谷 巖君） 当初計画された事業がすべて完了したということで、御指摘にございましたように、サービス低下とか手抜きとかということは一切ないというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今回のこの決算の内容につきまして私の伺いたいことは、これで御答弁いただきましたので質問を終わります。ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 総務部長と都市整備部長の水野部長に聞きます。

まずお尋ねしたいことは、普通交付税の件でございます。審査意見書の方を見ているけれども、6ページ、15年度の地方交付税は13億、16年度は16億4,600万という数字が出ております。普通交付税といえますのは、地方交付税法の16条の中に年4回に分けて交付されることになっております、4月、6月、9月、11月、特別交付税におきましては、12月、3月の2回ということで国の方の交付税は決まっておりますが、その普通交付税の中で各市の、中津川市、瑞浪市、美濃加茂市、15年度の市町村台帳の中にすべて歳入の状況や費目別の支出状況が出て

おります。その資料によりますと、土木費の全体の支出の割合は、中津川市が17%、瑞浪市が22、美濃加茂が24、大体この数字だと思っております。私が言いたいのは、普通交付税が16年度16億入る中で、基準財政需要額と基準財政収入額の比率の分と差額については、ある程度補てんして入るといふ基準ですけれども、その交付税の中の算定資料の道路台帳が完璧に整備されておるかということについてお伺いします。

普通交付税の5年間の道路台帳の状況を調べてみました。交付税算入の13年度、14年度、15年度、16年度、17年度ということで、14年度と15年度の間は合併のところでございますけれども、道路幅員4.5メートル以上につきましては、17年度予算が今ちょっと伸びております。ところが、14年度から15年度、合併する前から合併した後の道路幅員の延長面積の数字をちょっと調べてみますと、交付税算入基礎のデータは3種類でございます。4.5メートル以上、2.5から4.5、1.5から2.5という幅員に合わせての交付税の算定資料がございます。ちなみに、平成14年度の4.5メートルの幅員の延長は25.9キロ、15年度におきましては25.9キロ、そして2.5から4.5ですけれども、14年度は16.8キロ、15年度は17キロということで、この状況を見てみますと、今言っている幅員の状況の道路台帳について年度別にきちっと整理してあるか、その所管はどこであるか、確認します。

ちなみに、財政力指数につきまして、合併時においては巢南と穂積と分かれているんですけども平均0.76、16年度におきましては0.8、17年度は0.867ということで、1に近い数字で、健全財政よりもどんどん上がっています。財政力が上がれば、もちろん普通交付税も、ちょっと見てみますと、14年度は17億、15年度は11億、16年度は12億、17年度は9億ということで、財政力がつくことによって普通交付税が減ってくる、それは当たり前の数字でございます。

再度確認しますが、道路台帳の所管の部長回答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 台帳管理は都市管理課でやっております、当然拡幅、あるいは新規の道路につきましてのカウンタはすべてされております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 交付税の算定基礎資料は、要するに財政課から担当課へその記入の表が行くと思っております。交付税算入の延長の、先ほど言いました3種類の面積についての確認が行くと思っておりますけれども、あくまでも市道の1.5から、今言っている6メートル等のその幅ですね。ただ、その累積積算の台帳じゃなくて、基礎データがきちっとしているかということの確認です。再度お願いします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） すべて道路幅員等で管理していますので、その数値によって交

付税の算入にあらわれております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 交付税算入につきましては、1.5メートル以上の市道については交付税算入の基礎資料ということは理解しておりますけれども、私が言っているのは、全体の予算のある中で、費目別に見てみますと、議会費とか総務費、民生費、いろいろある中で、大体同じ規模の市は歳出予算の2割ぐらい使っていると。普通交付税の中の道路台帳をきちっと整備していないと、交付税の算入基礎となるデータがあやふやになるので、台帳を整理してほしいということです。その台帳はきちっとしてあるか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 台帳は整備してございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 私も産建の委員でございますので、また実際にどのような台帳整備がしてあるか。もちろん、会期は非常に長うございますので、もし内容が不備であれば、議会は歳出の効率を図るため、最終的にはチェックするというか、予算を通したなら、支出についてどうかということをするのが今回の決算審査の議会同意でございますので、その台帳がきちっと整備してあるか、また10月の中旬ごろ、産建の協議会において内容を見させていただきまして、もしその内容が不備であれば、緊急動議をかけまして、議会として付議事項で上げていきたいと思っております。

次に、総務部長にお伺いします。先ほどの資料の監査委員意見書の10ページでございます。市税の不納欠損の額が出ておるわけでございますけれども、具体的に担当の方とか、県下市町を見た場合、今現在、滞納している額を処理しているということを確認しておるんですけれども、具体的に不納欠損をやる前の、6年目はすべて不納欠損で上げていく中で、滞納している方は、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目があると思うんです。その中でいろんな競売の物件があると思いますので、どの段階で、担当者が公にするかの基準ですね。要するに、これは今度競売にかける物件だということの公務員の秘密保持がありますが、そこら辺、周知徹底しているか、確認したいと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件につきましては、個人情報秘密保持といいますが、そういったことに関しては徹底をさせておることでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今後ともよろしくお願いします。

社協の関係で担当である市民部長に確認させていただきたいんですが、監査委員の資料の27ページの中に、社会福祉協議会の運営補助 3,700万出しております。その中で、金額じゃなくて、社会福祉協議会の中の理事長は助役でございます。今回、社会福祉協議会の設置及び運営につきましては、指定管理者制度の新設に伴いまして、利害関係者があるため、国も厳しく基準したというのは指定管理制度の一環の、今回の社協についても、執行部の中でやるということについての議論が、今、一部県の方でされております。

質問の内容は、社協の理事長を助役がやるについての考え方、県の指導はどうなっているか、確認します。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） ただいまの質問の関係でございますが、社協に対して直接の県の指導があったかどうかという確認はとれておりませんが、社会福祉協議会の会長は理事の互選ということになっておりますので、たまたま助役が理事で、理事の中から会長に選出されているというふうに理解をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回は一般質問でないので答弁が非常に不鮮明でございますけれども、私の調べておるところ、県下の社協は21ございます。その中で、主な公職、多治見市社協は会社役員、関市は自治会連合会副会長、中津川市は会社役員、ここに21ある中で助役というのは瑞穂市だけでございます。ちなみに、山県市、飛騨市、本巣市、海津市を見てもみると、山県市はだれがやっているかという、元伊自良村長の村橋さん、瑞穂市社協、福野助役で元巣南町長というふうになって、現在、瑞穂市の助役でありながら公職につくというのは、県下では瑞穂市の福野理事長だけで、本巣市は元真正町長の矢野さん、海津市社協においては元海津町長の平野さんですが、なぜこうなっているかといいますと、すべて合併した時点において社協の認可の理事をきちっと整理しておる。ところが、瑞穂市は整理していない、これが実態に出ているわけでございます。

私が言いたいのは、その社会福祉法人の認可通知の中に何が書いてございますかという、3条の法人組織運営の中の3項、地方公共団体の長、特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加することはだめですよと規定しております。部長、その内容を御存じですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） そこまで詳細には確認しておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 確かに一般質問の内容かもわかりませんが、今回、瑞穂市から補助金を出して社協に流していることについて、初めから言いましたように、予算を出して決算のきちっと流れをつくっているかについての確認の中で、市のナンバーツーの方が、自分のところの会社の予算を上げておいて、自分で予算査定して、議会で承認していくんですけども、細かい内容が本来は、言い方が悪いんですけども、区分をしないと非常に誤解を招くことが多いんです。私たちの知らんところに、理事長という名と助役という名のもとの中で予算をやって、その中で運営されておることについての問題点を指摘するわけでございます。

部長、再度言います。何回言っても同じことですので、社会福祉法人の認可通知の内容を精査されまして、県下の社協の今の状況、だれが役職でどうなっておるか。ほかの市町は、合併する時点できれいに整理し、市を立ち上げています。なぜ瑞穂市だけがそういうことができるか、なぜやらなければならないか、そこら辺をしっかりと精査してほしいと思います。

この内容につきましては、厚生常任委員会の小寺さん、委員長でございますので、今度の決算の委員長報告で、まだ1ヵ月ございますので、きょう宿題を出しておきますので十分に御審議をお願いします。

また、予算関係におきましては総務常任委員長の広瀬さんでございますので、予算につきも、再度よく社協において運営を今後どうされるか。現状じゃなくて、現状はこうなっておるけど、今後こうするんだ、どうかということもはっきり答えを出すようお願いしたいと思います。ただ、執行部の言葉どおりのあれで、いい、わかったわかったと言うんじゃないで、今、県下はこうなっておるけれども、若園議員はこう言ったけれども、今度改善するよとか、こうするという結論をお願いしたいと思います。厚生委員長と総務委員長に、報告を最終日をお願いしたいと思います。

続きまして、市民部長、資料の同じページで27ページ、真ん中辺ですけども、井ノ口会特養建設、瑞穂市から1,812万4,200円出ていますね。特養につきましては順番待ちということですが、非常に離れているところに井ノ口会はございます。該当者がもし出た場合、事務的にあっせんとか、窓口をきちっとしているかどうか、確認します。

瑞穂市は、井ノ口会の方へ建てるときにお金を出しておるけれども、金ばっか出しておらんよと、該当者が見えたときに、しっかり電話連絡して頑張っておるよと、その報告をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 特養の入所関係でございますけど、これは入所判定会等がございますので、瑞穂市だけが補助金を出しておるので優先的に回してくれというようなことは、特には言いかねますけど、判定会については、優先順位を極力上位の方に上げていただくように

話はしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 私だけの質問になっちゃいますので、ほかの方に回して、資料でございますので、また内容を提議させてもらって質疑をやらせていただきたいと思います。とりあえず終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は、16年度の決算に関して3点質問をいたします。

一つ目は、学童保育の県からの補助金について質問いたします。

これは決算附属書類の32ページに、県から54万 2,000円入ったとあります。これを支出に関して見ますと、同じ資料の110ページに36万 8,000円、学童保育の助成金として親に渡っているとあります。私は、昨年度から補助金はどのように親に渡っているのか、県からどれくらい来て、親にどれくらい渡っているのかというのを、再三3階のプロジェクトチームへ行って聞いたわけですが、議員は細かいことを知る必要ないということで退けられましたので、ことしの5月に情報公開請求をしました。ことしの5月でしたので、これは15年度分に出て、きょう16年度分を受け取りました。情報公開請求の書類が出たときに、プロジェクトチームの担当者から説明も求めました。その結果わかったことですが、この県からの54万 2,000円というのは、学童保育の4ヵ所分に別々に来ています。穂小校下に対して36万 8,000円、それから既設クラブというのが防災コミセンと巢南にあります、ここに8万 7,000円ずつ来ています。ところが、穂小校下に対して36万 8,000円県から来ているのに、親に渡った36万 8,000円は穂小校下には半額しか渡っていないことが明らかになりました。それで、その理由を聞きましたら、明確には説明できないということでした。納得できないので、さらにお聞きしますと、36万 8,000円穂小校下の分として来ている、半分しか穂小校下の親には行かなくて、残りの半額、大変みみっちい話ですが、18万 4,000円は市の指導員の人件費の分と消耗品に回したという説明でした。非常に言いにくそうでした。このことに関しまして、親への説明、話し合いはあったのでしょうか。つまり、親は納得の上で県からの自分たちに、民営ですので親にそのまま渡るのが普通だと思っんですが、そういう約束もしていると聞きました。親に納得の上で半額渡したのでしょうか。プロジェクトチームは事務分掌でいくと青木市長公室長だと思いますが、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 詳しい数字の中身までわかりませんが、やはり県から

補助が来ますと、補助基準どおりの支払いはしているかと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） していないので質問をしたわけです。つまり、学童保育に関しましては市ではやらないという運営方針があり、さらに学校は、最近では空き教室があってもやらないというのを出しています。その上、今度は補助金の操作もするのでしょうか。再度市長にお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 支出の詳しい内容は、私は十分チェックしておりませんので、一度そのあたりをよく調べてみます。

ただ、一つ申し上げられることは、それは補助金として出ているものなのか、そういう子育ての支援の事業の補助金として出ているものかということによって性格はかなり違ってくると思いますので、そのあたりもちょっと確認してみませんか、私はここでは答弁しかねますけど。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 確認いたしました。穂小校下に対して36万8,000円です。担当課のプロジェクトチームから細かい説明を求めました、最後に余りの情けなさに。この補助金、穂小校下へ県からおりてきた2分の1しか渡さなかった決裁はだれがしたのかと確認しましたら、市長がしたという答弁でした。いかがでしょうか。市長に答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今申し上げましたように、穂小校下へ36万8,000円来ておるといいましても、それは事業に対して来ておるわけですので、そのあたりの状況は、私も一遍よく調べてみませんかと即答できません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 瑞穂市の学童保育というのは、非常にすっきりしない形で始まり、それが続いているわけです。なぜ2分の1しか渡さなくて、あとの2分の1はどこへ行ったのかと、さらに尋ねましたら、先ほど申しましたが、市が雇っている居場所づくりの指導員の人件費と消耗品に回したという説明でした。どうしてそういうことをするんですかと申し上げましたら、市が雇っている指導員も学童保育の子供の面倒を見ているから、学童保育におりた助成金をそちらへ回してもいいじゃないかという説明でした。しかし、これは逆ではないでしょうか。親が雇っている指導員も市の方針でやっている居場所づくりに来ている、子供の面倒も見ているわけですね。だったら、同じ理屈でしたら、親からもお金をもらえるわけですね。

議員のバイブルと私が思っています議員必携には、決算認定の意義としてこう書いてあります。「決算は、ただ単に認定して終わりではなく、その結果を財政運営の一層の健全化・適正化に役立てるという将来に向けての前向きな意義が重要である」というふうに書かれています。そういう役割を担っていると思うと非常に身が引き締まりますが、そういう観点から、今後、これを反省、生かしていただきたいと思うんですが、もうことし、17年度末に来ると思うんですが、今後、17年度県から補助金を、ちなみに15年度は補助金は親には一切渡っていません。私が今細かく説明しました。半額しか渡っていないというのは16年度です。したがって、17年度末に来るわけですが、これに関しては、今後、これをよく考えて、適正化・健全化に役立てるとしたら、この場でどのようにお答えいただけますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 県からの補助金につきましては、一応補助金交付要綱というのがあるかと思います。それに従いまして適切な交付をしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） はっきり言って答弁漏れだと思います。それが適正にしていなかったから、今、問題にして申し上げているので、適正にいたしますと言われても、同じことが繰り返されるおそれがあるわけです。もっと具体的に、どのように今後なさるかお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 県の交付要綱につきまして、私ども精査しまして、そこは適切にやっていきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 同じ答弁でしたので、同じことを繰り返します。適正ではなかったから、市の態度として適正に今後やっていただきたいと申し上げるわけです。

2点目に、扶助費について質問いたします。

決算は目的別に分類されております。これしか市民には発表されないわけですが、もう一つの決算の仕方として性質別というやり方があります。県から発表されています市町村台帳には、この性質別の決算が載っています。また、総務省から発表される全国の市町村についての決算カードもこれに沿って、つまり他の市町村に比べて財政状況がどのようなかを比べやすくなっています。これに沿って扶助費の質問をいたします。

人口が同じ規模で産業構造が同じ規模である団体、類似団体を比べやすくなっているわけですが、この類似団体の表というのは年度末に発表されますので、16年度に関しては比較することができません。そこで、15年度の比較をしてみました。瑞穂市は1人当たり、これは性質別

では住民1人当たりとして発表されますので大変比較しやすいわけですが、これが扶助費1人当たり、瑞穂市は2万2,000円ほどです。経常収支比率としては4.5%になります。ところが、平成15年度、同じ類似団体を調べますと3万7,240円、住民1人当たりにつき1万5,000円多くなっています。経常収支比率は、したがって6.1%。つまりこの割合でいきますと、瑞穂市の扶助費は同じ規模の類似団体に比べ3分の2しかないということになります。市長さん、にこやかにお笑いになっていらっしゃるようですが、これは承知の上でしょうか、御答弁願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、御指摘ございました類似団体のことでございますけれども、類似団体といえますのは、これから財政状況を分析すると、そして将来計画を策定していく上で一つの尺度として、一つの物差しということで利用していくものでございます。このとおりにしなければならぬということではございません。

この御指摘にございました類似団体の総合計を見ていただきますとわかりますように、類似団体の数値にこの瑞穂市を上げようとするすると、予算規模は160億から170億ぐらいが必要かというふうに考えられます。その地域その地域の特性がございますので、性質別の中身につきましても、トップとまではいきませんが、その内容に基づいて、それぞれその地域の状況に応じて計画されていくべきものであるというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） これを調べるに当たります担当課には大変お世話になりました。学童保育にいたしましても、この扶助費にいたしましても、どういう関連で申し上げているかと申せば、不用額が大変毎年多いわけですね。その関連で申し上げております。

いま一つ、類似団体の考え方をいろいろ言われますが、だったら、全国の市町村はこれで比べているわけですから、比べる資料としては、このまちだけが不適正ということはないと思います。

扶助費につきましては、15年度に6割台、3分の2ほどということで、少ないという話は一般に聞いておりましたので裏づけをとりたいと思ってこれをしたわけですが、平成13年度、14年度も調べましたが、全く同じです、6割台です。13年度、14年度は穂積町ですが、巢南町は調べる必要がないと思いました。というのは、町長、市長が同じ方がなさっているわけですから、そういう観点で穂積町だけ調べました。ずうっと3分の2に抑えられています。

次に、この扶助費に関して一つだけ例を申し上げます。これは補助犬に対する助成金の要望を平成14年度から出している方が見えます。この方は岐阜県身体障害者補助犬使用者の会の事務局をやっていらっしゃるようですので、現在8市町に12人、補助犬を使っている方がいるんですが、ここに全部要望を出すわけですね。すると、瑞穂市だけが非常に冷たいというか、

けちというか、そういう結果が出ています。この方は、14年度からその会員で、市長や担当課に面談しています。14年度に要望を出しております。次に15年度、合併前にも担当課に会って要望しております。要望の内容は、補助犬に関するえさ代、注射代、医療費等です。それを文書で出してほしいと言われましたので要望書を出しました。その後の担当課長の返答は、「合併前なので合併後に検討します」というお返事でした。瑞穂市では、その時点で巣南町にはいなかったのが合併後も1人1頭ですというふうに言ったんですが、とにかく合併後に検討しますという返事でした。返事がなかったのが合併後に再度答えを聞きますと、「申し送りは聞いておりません」という返事でした。その後に文書で郵送の返事が来ましたら、「予算がないのでできません」という返事でした。

それで、私のところに話が回ってまいりまして、ことしの1月か2月に、この要望を担当課長に伝えました。担当課長の返事は次のようなものでした。「欲望の福祉か必要な福祉か、近隣市町の状況も含め精査したい」、この方は岐阜県じゅうの事務局長をやっているのが近隣市町の状況は知っているわけです。私はそれを預かっていましたから、「調べてあります」と返事しましたら、「こちらで調べます」という返事でした。しかし、9月に入りましても返事がなかったもんですから、初めて本人と担当課に行きました。一切まだ調べてありませんでした。そこで、こちらで調べた12市町の状況を全部資料として渡しました。ことしは予算に上げるとも上げないともおっしゃいません。そこで確認しましたら、「課から部長に出し、部長から市長に出す。どこの段階でカットされるかわからない」という返事でした。しかし、とにかく課から上げることにはしますという、何年かかっているのでしょうか。14、15、16、17年かかって、催促してこのような結果です。

ちなみに金額の内容を言いますと、名古屋市ではえさ代として1ヵ月分4,800円払い、プラス2万円出ています、注射代その他。これを岐阜市では、現在、えさ代4,800円だけ。ただし、注射代として狂犬病予防接種は無料にしています。先ほど申し上げましたが、8市町12名のうち、実施していない7市町に要望書を出したわけですが、この中で9月の時点で一切予算がついていない、また平成18年度から助成金の支給を検討していますという返事がないのは関市と瑞穂市だけです。昨年度から2,000円支給している町では、事務局に電話がかかってきまして、よく金額がわからなかったもので、とりあえず2,000円にいたしました。対象者が多いようですから18年度から4,000円にしますという返事です。

先ほども不用額の話がありましたが、けさ受け取りましたプロジェクトチームの学童保育賃金、市が雇っている指導員についての不用額が77万円です。77万円の不用額を残しておいて、どうして県からの18万2,000円を市が雇っている指導員の方に回す必要があるのか、お答えください。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 予算が70何万残があるということでございますけれども、賃金の予算は賃金の予算として残額が出たわけでございます、学童保育に対します県の補助金要綱に対する残額ではございません。70何万余ったからといって、こちらの学童保育とは直接関係がないと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） というお返事ですね。扶助費に対しての不用額は、先ほども御答弁がありました、民生費で1億3,000万近い不用額が出ていますね。扶助費に関して不用額を申し上げれば、これは監査資料の民生費のところですが、ここにわざわざ明記して、民生費の中で不用額の主なものは障害者福祉費の扶助費と明記されています。444万8,000円、約445万円が不用額で出ています。なぜ月額2,000円や4,800円の補助犬のえさ代が出せないのでしょうか。これは私がずうっと経過を見てみますに、出せないというよりは、初めから出すつもりがないので検討していないのではないのでしょうか。お答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 障害者の関係の扶助費でございますが、それぞれ予算につきましては、例えば障害者のニュー福祉機器とか、いろんな制度的な扶助費が予算計上してございます。例えば、国・県のニュー福祉機器とかいろんなもので、それぞれの制度で該当が予想されるものについて、メニュー制度で該当があるものと想定して予算を積算してございます。その年度中に対象の助成申請がないために不用額が出てくるということでございますので、一概に不用額がようけあるので事業をやっていないというふうにはならないと思います。

もう1点ですが、盲導犬のえさ代と予防注射等の扶助の関係でございますが、要望を受けまして、担当課長から報告は受けております。この制度が瑞穂市の福祉施策で必要かどうかという総合的なことを踏まえまして、新年度の関係で検討はしていきたいというふうに、担当課とは現時点で話しておる状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ただいまのは平成17年度のことですね。私が今問題にしておりますのは平成16年度までのことですので、要望が出ていなかったというのはおかしいですね、1点。

それからもう1点、瑞穂市にとって必要かどうかというのはどういうことですか。市民が必要としているんです。お答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） いろんな施策等につきましては、市民の方がそれぞれのニーズからの要望があるかと思いますが、それを踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 大変答弁で苦しい点もあると思います。瑞穂市は福祉に大変冷たいまちということで、扶助費というのは児童福祉法、身体障害者福祉法、精神障害者福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支出が義務づけられているものが多く削減が難しいと、物の本にあります。なぜ瑞穂市が6割台に毎年抑えられているのか、大変疑問です。これはひとえに市が抑えている、市の方針であるという結論だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 市の方針とおっしゃると、何かちょっと変な感じがする……。

〔「市長様の」と5番議員の声あり〕

市長（松野幸信君） いや、私が申し上げているんですよ。要するに、法律で定めてある制度は、私どもは一つもカットしていないというふうに認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうだと思います。ですから、なぜ類似団体の3分の2しかないのかが非常に不思議なわけです。と考えますと、別に法律違反しているわけでもないでしょうから、例えば補助犬は出さなければならぬなんて法律はないわけですから、市の判断がそのようにしているとした考えられません。

次に3点目に行きます。先ほどから上がっていますが、残額の多さですね。私は、これを実質収支比率の高さという観点で、同じことなんですけど、調べました。平成16年度と15年度は、何と15%、16年度は15.1%、15年度は15.9%です。この議員のバイブルとも言う議員必携によれば、3%から5%が適当であると。それ以上高くなったのは、行政としての仕事をしていないとか、予算の見積もりが甘いとか、そういう原因が考えられると教科書にあるわけです。

で、過去を調べてみました。過去も非常に高いものです。巢南も調べ、穂積も調べましたが、担当課には大変丁寧にお答えいただきました。ここ10年間を調べますと5.4から12.7、大体平均をとりますと10%前後です。非常に高いです。これが単年度でしたら、高い市町というのは当然あるわけです。どうして問題にしているかと申しますと、先ほどから申し上げておりますように福祉等、道路も出ましたが、市民のための仕事をきちんとしていないのではないかと。それでお金を残すというのは、行政の仕事として非常に適正ではないという観点で申し上げているわけです。これも先ほどから出ていますけど、残し過ぎというのは交付税が減らされる、実際に減らされているわけですが、こういうおそれもあります。

憲法25条の1で、基本的な最低限度の生活を営む権利を有すると、2で、国は、市も同じだと思いますが、すべての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上・増進に努

めなければならないとあります。99条には、公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとあります。これも先ほど出ましたが、地方自治法は、地方公共団体の設置の目的として、住民の福祉の増進を図ることが基本だと、厚い地方自治法の最初に明記してあります。福祉というのは道路も入りますし、もろもろが福祉だと言っていいと思います。中でも私が取り上げました扶助費は、その最たるものだと思います。

前回の選挙でもわかりますように、日本は競争、自助・自立の道をひた走っていますが、世の中が不安定になれば、病気や災害や失業や障害や介護、生活の困窮などで、いつでも弱者に転落するおそれがあります。これを福祉というセーフティーネットをかけるのが行政の仕事ではないでしょうか。税金をお金持ちからも、現在では貧乏人からもかなり取りますが、市民は支払った税金によって、税金の再分配によって最低の生活の保障を、行政、公にされているのではないのでしょうか。これを所得の再分配効果と言うと勉強いたしました。人間生活に不可欠な共同の部分を公が保障するというのが行政の仕事です。

先ほどの扶助費に話を戻しますと、障害者とか、いわゆる弱者ですね。今は弱者と言いませんね、要支援者と言います。というのは、弱者ではないからと私は思います。自分も手が一時的に不自由になりましたが、もう治らないという人も多いわけです。市役所にも何人も働いてみえます。私は自分がふだんから冷たい人間だとは思いませんが、こういう立場に60年目ぐらいになりまして、もう治らないという障害の中で、その人が持っている心の強さ、我慢強さ、真の強さを教えられ、力をもらいました。人間は支え合うのが基本ではないでしょうか。単にお金を出して、そういう人たちは面倒を見てもらうのでしょうか。福祉に関する基本的な考えを松野市長にお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 要支援者のお話と、どうもあちこち話が飛んでいるようですが、まず最初に、実質収支の問題についてお話をさせていただきますと、これは数字を小さく合わせようと思えば、はっきり申し上げて合わせる方法はあるんです。だけど、無理して合わせに行く必要があるのかということをお私に思っています。だから、問題は、その予算の中で当初計画したとおりに事業が展開されているかどうかということをお、むしろ重視していただきたい、こう思います。

端的なことを申し上げれば、3月に不用額が発生してきそうなものをすべてチェックして、それだけ補正をかけさせていただけば、この実質収支は幾らでも数字を縮めることができます。そういう財政上の単なるテクニックによって数字がどうのこうのという議論は、ちょっと問題点がずれているんじゃないかと、私はそう認識をしております。

それからもう一つ申し上げておきますけれども、今のお話の中で、この繰り越しが多いと交付税に影響するかということをお懸念でございますけれども、交付税の算定ベースの中にこの

問題は入っておりませんので念のために申し上げておきます。

それから、福祉に対する基本的な考え方についてのお話でございますけれども、私は熊谷議員のおっしゃるように、要支援ということでのセーフティーネットは必要だと思っています。ただ、そのセーフティーネットのレベルをどこにセットするかというところが一番議論の出るところじゃないでしょうか。そのあたりでいろいろと考え方が分かれてくる、このように認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ありがとうございます。私も同じ認識ですという観点で、16万8,000円とか、月に2,000円とか4,000円というのは、余りに操作するに足らない数字ではないか、市民が必要としている観点からいきまして、申し上げたわけです。

以上で終わりますが、決算は、ただ認定して終わりではなく、その結果を一層の健全化・適正化に役立てるという将来に向けての前向きな意義が必要だと思い、計画に沿ってお金を使うのはもちろんですが、その計画自体にもっと多分に、市民が本当に必要としているお金を使っていたきたいということを申し添えます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 決算の関係で基金の問題をちょっと聞きたいと思います。

財調の基金ですけれども、当初予算では5億円繰り入れるということで予算がされております。それ以降、12月に2億円減額されて、3月時点で一般会計から3億円財調に積み立てるといことで、16年度は財調の基金は一銭も使わなかったということでもいいのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、公共施設整備基金は当初予算で7億円繰り入れられて、これが9月で1億4,900万円減額、12月で1億700万円減額、3月で4億4,400万円減額で、これも16年度じゅうは一円も使わなかったと。

もう一つ、減債基金の積み立てが3月の補正予算で4億3,000万円されております。そうしますと、基金の懐関係は、最終的にはこの決算では4億3,000万円、いろいろ費目がありますので、積立金としては4億3,000万円ふえたことになるということでもいいのかどうか、確認をしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおり、財調につきましては、年度中に繰り戻しをしておりますので大きな数値の変わりはありません。昨年度の決算につきましては、

資料にもございますように25億 4,500万円ということでございますし、そして減債基金につきましても、年度中に4億 3,000万円増額をいたしております。現在は8億 9,200万円という数字でございます。御指摘をいただいたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それで、今回、決算書が出されていまして、最終の収支でございますけれども、収入の部では収入済額が138億 4,900万円、当初予算が123億 4,500万円ですから、差し引きますと15億 400万円収入がふえたということでいいのでしょうか。

それから支出の部分で、支出済額が126億 2,982万円、当初予算が123億 4,500万円、これは当初予算より支出がふえておりますので、2億 8,482万円当初予算より支出が多かったということで、収入が15億多かって、差し引きすると12億 1,924万円の不用額が出たということは、要するに収入が見込みより非常に多かったと。その点では先ほどの答弁の中では、市税の増収の部分、それから国からのいろんな交付金の増収の部分、それも大分あったということと、それから去年の繰越金が9億 8,774万円あります。そういうことで、この決算を見ますと、非常に収入額が多くて不用額がこうなったということで見ているのでしょうか。私はそんなように思っておりますが、それでいいのでしょうかお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおり、先ほども申し上げましたが、歳入につきましては6億 2,600万円、そして歳出につきましては5億 9,300万円の減額ということで、合わせて12億 1,000万円の歳計剰余金が出たということでございます。それは御指摘のとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そうしますと、最終決算で去年1年間の一般会計部分で瑞穂市として懐がふえたのは12億 1,924万円と、さらに4億 3,000万円の減債基金を積み立てたのを足すと16億 4,924万円、要するに15年度よりお金がふえたという認識でいいのでしょうか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この事業報告書の65ページを見ていただきますと、繰り上げ償還を8億 400万円しております。そして、歳計剰余金から地方税法第7条の規定に基づきまして、歳計剰余金のうちから2分の1以上を財調に積み立てするということでございますので、その分もでございます。御指摘の金額よりもっとあったということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それで、もう一つ確認をしたいのは基金の問題で、最終決算で272ページに基金の最終決算が載っていますね。この中で財調の基金ですけれども、これが先ほど質問したように、5億積み立てて、2億減額をして、また3億入れたもんですから、全然金額が変わらんということだと認識しておるんですが、この決算額でいきますと2億9,900万、約3億ぐらい少なくなっておりますね。これはなぜこうなっておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

さらに、公共施設の基金も31億6,000万何ぼありますね。それを全部減額して公共施設整備基金を使わなかったということですが、3億9,836万円減額になって27億6,759万円になっておるといこと、これは決算年度末の残高が減っておるのか。どうもつじつまが合わんような気がするんですが、それはなぜかお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 財調の基金につきましては、現金から有価証券に切りかえたということ、そして公共施設につきましても3億9,800万円の現金から有価証券に切りかえたということだけでございます。

11番（小寺 徹君） はい、わかりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 決算の関係で2点ほど、まずわかりやすい方を、平成16年度瑞穂市歳入歳出決算事業報告書（付 特別会計）の方をちょっと見ていただきたいと思います。

その59ページ、生涯学習振興費の中で地域振興組織補助事業の配分の仕方、これ皆さん見ていただいでいかがでございましょうか。生津小校区ふれあい活動委員会266万、巢南中学校区活動委員会、これは各地域が、すべて12地域が夏祭りをやっております。また、きのうスポーツフェスティバルがあったわけですが、その人口からいきましても、この配分がいかにアンバランス。よその委員会にしてみますと、自治会に入って、そういう活動に参加しておらんところもあると。そういうところもありながら、予算は変わらんぐらい、その中に小学校が三つも四つもあるわけでありませぬ。こっちは小学校三つに中学校一つあって、旧巢南町の方は全部これやっておるの。ところが、割合は、これどうですか、これ見てみて、少なくとも巢南の方に350万ぐらいのあれがなっておって、そして地域の夏祭り、そういったあれの方をしっかりやっています。これが大事でありますので、こころ見直しをしっかりとやってもらいたい。こんなアンバランスのあれはありません。このことは次長には言ったこともありますが、公の席では言っておりませぬ。今回、はっきりと申し上げておきます。この是正

をしていただきたい。そうでなかったら、中身をしっかり精査して、ほかの方を減らすなら減らすということをしてもらわんと納得ができません。それが第1点目。それでお答えいただけますか。

議長（土屋勝義君） 教育長。

教育長（今井恭博君） いわゆる校区活動についてでございますが、私、前職の時代に、穂積町の校区活動については、いろいろないい活動としてすばらしい積み重ねがあると、そういった話を、外におりましたけど聞いておりました。その一方、旧巢南町におきましては、青少年育成町民会議の活動として各自治会単位で活動を積み重ねている、これも両方とも20年近くの積み上げがあると、そういった話を聞いておりました。実際にここへ参りまして、特に旧穂積地区の方におきましては、校区単位の、言ってみれば大きな行事、それで地域の交流、あるいは三世代交流、青少年健全育成、スポーツとか文化振興、それを絡めた形での地域コミュニティーづくり、また巢南地区におきましては、まさに青少年育成を核にしながら各種団体の方々が自治会単位で活動を積み重ねて、その中に子供たちの活動を積極的に取り入れていくと。そういった姿が、今度は合併によりまして、それをどういう形で統合していくかということで、これは私おりませんでしたけれども、旧穂積地区の4校区、そして巢南地区をどう組み込んでいくかということで相当検討がなされたようでございます。結果的には、巢南地区につきましては、まず巢南中学校区という形でこの設定がなされ、それにかかわってさまざまな方々のお力添えをいただいて組織として成立していったと、そんな経緯を聞いております。

そして、この合併したときには1校区大体一律的な金額でということではございましたが、実はこの決算書にございます16年度につきましては、教育委員会の中で今言った御意見等もあったということから、配分の仕方について、内部的な案を持って配分したところでございます。具体的には、1割を世帯割といった形で組み込んでいくと。実質1割ということになりますと、多いところと少ないところで約20万ほどの差が出てまいります。16年度につきましては、1割を世帯割という形、またそれ以降につきましても、今、議員御指摘のような御意見もあるという立場で、この決算には出ておりませんが、17年度につきましては、この配分の仕方を見直しまして、世帯割1割、それから自治会の数もございますので、自治会割1割という形で見直しをして、17年度はそれを実施しておるところでございます。

その結果、一番多いところの校区と一番少ないところの校区の差が約60万ほど出ております。具体的には、一番大きいところが約300万で一番小さいところが240万と、そういった形になっております。

御指摘の巢南校区につきましては、昨年度よりも金額は増額されております。それから、昨年度よりも約18万ほど17年度は減っているというところもございます。そういった点で、今御指摘のことも踏まえながら、この決算は16年度でございますが、17年度、現在はそんな見直し

をしておるところでございます。

これからも、これは単に大きさのみならず、実質の活動の中身、実は活動の一覧表も全部こちらへ持ってきておるわけでございますけれども、そういった姿の中で、やはり目的に合った使い方、執行をというふうに願いながら考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） この点につきましては、市長も夏休みのいろんな地域の活動を実際見ていただいておりますので、ああいう形がなされておるのは本当にいいなということをおっしゃっておられました。こういった地域の方の集大成がきのうのスポーツフェスティバルで最後になったわけですが、いずれにしても、是正をされておるようでありますので、さらに是正をしていただくということで、よろしくをお願いをしたいと思います。

次にちょっと大きい問題でございますけれども、この16年度の一般会計の決算、先ほど来から12億どれだけの繰り越しがあると、これはなぜかということでいろいろ質疑がなされたところでございます。このことにつきましては、私も一般質問の方でしっかりとやらせていただくということで、一つ、地方交付税の関係ですね。これは16年度の瑞穂市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、こちらをひとつ見ていただきたい。その14ページを見ていただきたいと思います。15年度が決算されましたのが13億 1,800万、そして平成16年度が16億 4,600万、そんな中におきまして、この平成17年度の当初予算に地方交付税が10億円、そこで今回、2,458万 6,000円の減額補正が出ております。これはどうしてこれだけ多くの数字が、まだ地方交付税は最終的に入ってくるのがあれだと思いたいますが、なぜここで10億減額してしまうのかと。15年が13億、16年が16億、そして17年度の当初の予算が10億で減額の補正が出ております。

私は何が言いたいかといいますと、合併特例法におきまして、当初も申し上げてあるわけでございますけれども、交付税は基本的に10年間は減らさないというところではありますが、それがまた計算の仕方によって現実に減らしておることは間違いない、そのことも存じております。ところが、15年が13億、16年が16億、そして17年が10億で補正を、これだけ多く減額がされる。要するに、12億の繰り越しがなされました。それによりまして公共施設の建設基金、そちらの方へも積んでおられます、その余剰金をね。ですから、財政力指数がぐんと上がると思うんですね。財政力指数が上がりますと交付税の減額の大きなあれになってまいります。

私は、もっと事業をやらなあかと。なぜかといったら、おくれておる分野がたくさんあるんです。ましてや、下水道事業なんていうのは、はっきり申し上げて、これだけ人口密度の高い瑞穂市が県下の市の中でも最低に近いところなんです。要望も出ておるのに、次の段階も踏めない。もっとやるべきことをやらんもんで、財政力指数は上がっていくんですわ。これは

私もあれにおったわけですから知っておるんです。現実がそうなんです。これはしっかりとこの点、そしてこの建設課の方におきまして1億何千万と減額されておりますね。市内には、先ほど弱者とは今言わんとおっしゃいました、要支援者と。私は、弱者とは子供とかお年寄り、支援は要らんけれども、ちょっと弱者という言い方をしませんが、こういった人が歩いたりなんかする、毎日の生活の中の道路ですね。これがこう薬を当てたようなでこぼこの道が、まだたくさんですね。こんなものはその地域が要望しなくても、市の方で整備をするべきなんです。旧巢南の方においては、そんなところはそんなにないと思います。やはりみんなが通る、そんなところを整備してやる。まだ何か所か、私、今度一般質問で、写真を撮ってきて皆さんにお見せしたいと思っておりますけれども、そんなところがたくさんある。この建設の事業も地域からの要望、地域から要望がなくても、市としてどうしてもやらなくてはいけない仕事、肝心な大きな仕事。小さな仕事でも、目の届く、こういった舗装の関係とか、陥没しておるとか、こんなあれはすぐやってやる、毎日の生活の中で大事である。そういうものができていないのに、どんと繰り越しておるんですね。

私、細かい本当の市民の目線に立ったあれをやっています。だから、そういうことにしたら、こんな大きな繰り越しがなされておる。もっと見てやったら、こんな28.18平方キロ、本巢市はこの13.5倍ございます。岐阜県で一番小さい市であります。幾らでも目が届く。そのぐらいのことをしっかりやって、そして残ったというのならいいんですけれども、本当にそんなところがたくさんある。だから、私、これ言っておるんであります。

基本的な12億の中のことにつきましては、一般質問の方でしっかりやることにしまして、この事業をもっと、本当の話がおくれた分野をやらんことにはどんどん財政力指数が、それを積んでいますから上がっていっちゃう。事業ができておらん。だから、その事業をもっとやらないかん。はっきり申し上げて、建設課なんかはもっと目の色を変えてやる。職員の若手はやる気満々でありますから、ぜひともやらせてやってほしい。さっき申した要望の事項、そして市としてどうしてもやらないかん細かいこともやって、どこにおっても同じような生活ができる、そういったことをやっていただきたい。

そんなことを思いまして、このことの御答弁を、部長でもよろしいし、市長でもよろしゅうございますけど、簡単にお答えいただければ、私が感じておりますことです。以上です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御指摘の件につきましては、平成17年度の交付税の関係までちょっと入られましたので、なぜ今年度そんなに減額されることになったのかということで、御指摘のように三位一体改革で補助金の削減、そして交付税の見直し、そして税源移譲もございますけれども、そういった関係で平成17年度に向けて大きな減額がなされます。市といえども、補助金は削られて、交付税は削られて、ダブルパンチのところへ、その見返り

として、今年度予定しておりますのが地方譲与税で 7,700万の見返りがあるだけということで、本当に痛いところでございます。

御指摘がございました事業の関係と交付税の算定、事業をやらないから交付税がということ、ちょっと誤解をされておるようでございます。あくまでも交付税のそれぞれの単位費用に基づいて算定されてくるわけでございますので、十分御存じだと思いますけれども、事業量と、その単位交付税の額というのは、事業をやらなかったから交付税が減額されたということは直接関係がないということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 事業をやらなかったからといひますのは、先ほど申したように、物すごく基金に積んでおるんです。財政力指数が上がっておるんですね。財政力指数で減額してくることは、よく勉強してくださいよ、本当にそうかどうか。財政力は確実に年々上がっておるんですね。上がったら絶対交付税の減額を、私の今までの経験ではされるのであります。事務的に本当にそれがそうかどうか、そこら辺のところを。これだけ大きく予定しておったら、よその市町村やったらやっていけませんよ、はっきり言って。本巢市とか山県とか郡上市、飛騨市なんかだったら、これだけ一遍に13億、16億あったのが10億と、こんなふうになったら、これは県とかへ行って、どうなっておるんだと言っていけないかん。こんなばかげたあれは、とてもやないがやっていけへんやないかと。よそのところだったら絶対にやっていけませんよ。瑞穂市やでやっていけるんですよ。これだけよその方は減額されていませんから。財政力の関係が大きく響いておると私は思います。そこら辺のあれを事務的に、もう一遍、よう勉強してほしいと思います。私も行って勉強もしてまいりますけれども、自分の経験からいってそういうことを感じましたので、このことはまた一般質問でいろいろとそれなりにさせていただきますけど、よろしく願います。

以上で、答弁はよろしゅうございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 資料の方の平成16年度主要事業別決算というべら2枚の紙があるかと思うんですけれども、こちらの方を見させていただいて質問させていただきたいと思っております。

これは新市都市計画にのっとって主要事業ということで書いてあるかと思うんですけれども、今、議員の御指摘がありましたように、主要事業として瑞穂市で本当にこれだけの事業でよかったのか。平成16年度、通年の1年間、12ヵ月の決算が初めて行われたということにおきまして、市長の施策でこれをあえて行われたのか、あるいは助走の期間であるということで緊

縮で厳しくやってこられたのか。どのように考えられて16年度は行ってみえたのか、総括の意見を求めたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 16年度の予算執行はどういう考え方でやったかというお話ですけども、これは緊急性のあるものはやって、それから前からの継続してきているものはやる。そして、全体の新しい瑞穂市としての財政バランスはどうなるかということを見きわめたいというのが基本的な考え方でやってきました。

ですから、これを見ていただきましてもわかりますように、耐震というのが不十分であったということで、これは急ぎましたですね。それから、合併に関連して巢南地区と穂積地区をつなぐという意味で、下犀川橋をできるだけ早くやりたいというようなことも進めてきました。そのあたりを非常に大きなポイントにしてきたんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

それじゃあ、これから新市づくりの中での課題はどうかということにつきましては、かねてから申し上げておりますように、この17年度、今年度じゅうにいろんなことをして18年度から動かしていきたいという考え方を持っていますので、それに基づいて、そのための必要な資金というものをできるだけ蓄積していこうという考え方で、基金なんかも、いろいろと御指摘ございましたように積極的に、余剰というと変ですけども、余裕が出た資金はそちらへ積んでいっていると。それから、起債もできる限り繰り上げ償還をして、後年度の負担を軽くするというような財政の運用を中心にやってきたつもりであります。

それで、先ほどの堀議員の御質問にもちょっと関連しますけれども、財政力が非常に、はつきり申し上げまして上がってきています。これは総務省の基本的な方針として、日本全部の約3分の1を不交付団体にしていきたいという基本的な考え方に基づきまして、結局、三位一体の財源移譲が積極的に展開されているということが一つと、それからもう一つは、地方の各自治体の行政運営コストをできるだけ減らさせようということで、地方公務員を毎年1万人くらい削減していくんだという考え方で絵をかいておりまして、基準財政需要額というものは毎年減ってきています。だから、歳入がふえるだけでじゃなしに、そちらの総務省がはじきます基準財政需要額が下がってきているもんですから財政力指数が上がっていくと、こういうような大きな意味での現象が出ておりまして、合併した後も合併前の各町単位での交付税算定をやるということになっておりますが、現在、私どもとしては17年度の想定は、旧穂積町は非交付団体、財政力は1を超すというふうに予想しております。それぐらい、逆に状況は物すごく変わりつつあるというのが現状でございます。私どもとしては、何とかその1を、ここでこういう発言をすると不謹慎かもしれませんが、超さないように工夫をしていくにはどうしたらいいかということに非常に苦労しておるといようなことでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第64号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第64号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 国民健康保険事業特別会計の件につきましてお尋ねをいたします。

決算意見書の41ページでありますけれども、これの下から7行目、不納欠損額と徴収権の消滅したものの件数が596件というふうに載っております。15年度の決算においてはこれが200件ということで、3倍にふえておるわけでありましてけれども、これの原因についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 安藤議員さんの件数が3倍ということですが、私の方、過去の未納者の財産の状況とか、それから住所、資産の状況等を精査いたしまして、時効の完成ということで、今回、整理をさせていただいて、596件の約5,500万ということでございます。

この時効につきましては、一部納付等がありましてから時効が進んでいって5年ということで、過去の納付状況の関係とか、いわゆる滞納者の個別の実態を分析させていただいて、明らかに時効の完成の分を整理させていただいたということでございますので、御理解を願いたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 過去の分を整理した結果596件と、一昨年度に比べて3倍という件数が上がったということでありましてけれども、この時効が完成するまでの間、市民部としてどのような徴収に対する指導というんですか、その徴収の作業といいますか、そういったものはどう

という感じで行われてきたか、経緯を。一般的にその徴収をどのようなふうにして完成させようと努力しているかと、その作業だけお答えいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 普通のごく一般の滞納整理事務ということでございますけど、まず納税者を臨戸訪問したり、それから滞納者の徴収月間を設けまして、その間に市役所へ来ていただいて、いわゆる分割納付ができないかとか、そういうことでの個別の事案について納税相談を行わせていただいております。

それから、また財産の関係でございますが、金額等の大きいものにつきましては、税務課の徴収専門監と協議いたしまして、差し押さえとか、それから他に競売等がありましたら交付要求をさせていただくとか、そういう法的に可能な限り方法をとらせていただきまして、それでもなおかつ無理ということであれば、滞納処分執行停止をかけたとか、そういうことで安易に時効が完成するまでほかっておくというわけにはいきませんので、他の財産とか預貯金の調査とか、そういうことを踏まえまして、どうしても取れないものについての時効完成ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） それから、この徴収が不能であるというものについては、中には故意に支払わないという方もおいでになるというふうに伺っております。保険事業は、健康であるからこそ保険に参加しないというわけにはいかない事業でありまして、むしろ健康である人が多数参加することによって保険財政、それから保険制度の運営が安定するということがあるわけです。

この意見書の中には、42ページの方ですけれども、疾病に対する早期発見や早期治療等、予防医療に対する認識を高め、自主的な健康づくりや保健指導云々と、こういった指摘があります。こういった予防医療等に関する啓発といいますか、指導といいますか、そういったものは平成16年度はどのような形で、またどの程度の効果があったかということについてお答えいただきたいです。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 予防の関係でございますけど、まず国保の被保険者に対してですが、国保制度のパンフレットとか、それからこういう疾病にかかった場合につきましてはこういう予防があるとか、保健センターと保健師と連携しながらPR、あるいは個別の転倒予防教室とか、それからふれあいサロンとか、そういうところへ出たときにおいてもですが、医療費の軽減ということで、保健師等と連携しながら疾病予防についての普及活動に努めておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今お答えをいただきましてありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、この保険制度自体は、全くの個人だけの問題といたしますか、個人がよければいいというわけにはいきませんので、この保険制度に参加する意義と、それからその保険制度そのものの意味を周知されまして、この事業そのものが安定して運営できるように御努力いただきたいということで、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の安藤議員の質問に関連してであるんですけども、未収額が3倍にふえているということであるんですけども、市税の方等を見たときには努力をなされて前年度より減少しておると。税の優位性というか優先性というのがあって、そちらの方の徴収からかかるかということになったろうかと思うんですけども、ただ一般市民の人の、そういう困窮してみえる人の声を聞きますと、本当に払いたいのはこの国保の部分だと。というのは何やというと、やっぱりそういう人たちが病気になったりなんかしたときに、医者へ行って10割全部を仮に負担してくれと言われても、そのお金すらないので医者に行けないんだと。だから、本当はここで、税を後にしてでもこちらを払いたいんですという声をよくよくお聞きするんですけども、そういうところを瑞穂市の独自の施策として、考えを改めてといたしますより一つの施策として打ち出すわけにはいかないんでしょうか。部長、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 独自の施策というと、市長さんが答えてもらわなきゃならないのかなと思いますが、賦課の段階でそれぞれ軽減がされております。それから、大きい災害等の関係ですと、固定資産税とか市県民税と国民健康保険税と合わせまして減免条例等が制定されますので、賦課の当初7割、5割、それぞれの軽減がありますので、今のところ制度的な減免ということで実施していきたいというふうに思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第65号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第65号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第66号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第66号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第67号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第67号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 水道部長にお伺いします。

今回の決算認定の資料、歳出決算の附属書類の中を抜粋して簡潔にお伺いします。

平成16年特環西地区の事業が開始されておるわけでございますが、今までの投資額、そして16年度の年間の使用料をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 平成9年から事業を始めまして、総務費につきましては12年度までに3億2,700万、下水道の事業費としまして45億5,900万でございます。また、管理費につきましては1,270万でございます。

下水道の使用料金につきましては、調定額が903万5,918円、収入済額が899万6,666円でございます。未収が3万9,262円でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 後にまた農業集落の関係で出てくるわけですが、今、下水道事業の決算についての投資額45億と言われました。それに対して使用料が900万ということでございます。後に出てきます呂久の農集排につきましては、6億の中で使用料の収入額が900万ということで、いかに今やっているこの下水道事業につきましては不効率な運営をしている、投資しておる額に対して収入が少ないということは、それだけ収益率が悪いというふうに私は解釈します。

その中で、今、起債を借りていると思いますが、償還年数は何年でございますか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 償還につきましては、5年据え置きで30年でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） いろいろコミュニティの関係との絡みがあると思うんですが、ここで償還期限を15年と30年した場合、市からの繰入額が非常に違ってくると思います。なぜその30年と長くした理由ですね。

そして、市のこれから今の状態で繰り入れする額ですね。15年度におきましては市の繰入金1億5,000万、17年におきましては1億1,400万ということで、15年度におきましては1億5,000万、4,000万ぐらい伸びていますが、今後の市の繰入金の額ですけれども、もし計画があれば回答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） あくまでも、これは試算でございます。といいますのは、水道の使用料金につきまして今算定をさせていただきましたのは、私の方、何も根拠ありませんので、全国の水洗化率を掛けさせていただいて、そのように行った場合ということでお願いしたいと思っておりますし、料金につきましては、基本料金が1,600円、超過料金が180円という格好で試算をさせていただきましたのが、平成25年まででございますが、市費で約42億5,000万ぐらいは一般会計からの繰出金が必要かと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今の説明の中で、年平均1億という金額を繰り入れるという解釈でよろしいですか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） そうではなくて、平成17年から平成25年までの間、これ9年間で

ざいますが、今言いましたように42億 5,000万ぐらいは一般会計からの繰り入れが必要ではないかと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今現在の接続率、そのパーセントと対象世帯数と現在の世帯数を教えてください。人数でもどちらでもいいです。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 西地区の特環につきましては、水洗化の人口が、今現在住んでおみえになる方が 4,090人のうちで 1,758人、これは8月末現在でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 非常に投資しておる割には収益率が悪いということが、この接続率というか、その世帯人数といいですか、人数でわかると思います。32%ということになると思うんですけども、その中でこういう事業効果が上がらない事業の特別会計に対して、今、特環だけですけれども、今後どのような施策を考えているか。そして、その将来計画の人口ですね。その差額の、今言っている接続率が32%ですけれども、68%を持っていく手だて、その辺をちょっと回答願います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 今、質問がありましたのは西地区でございますが、人口推計をやりましたのが平成10年でございます、これは平成27年が事業計画でございますので、このときに 5,800人ということでありまして、現在は 4,090人と申し上げましたように、今の計画よりやや少ない。といたしますのは、人口がそれだけ伸びてきておらないということございまして、全体をどうするかという話になりますと、今の合併しまして2年半たちますが、下水一本で行くのがいいのかという話になりますと非常に大きな問題になりますので、この席では簡単には答えにくいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 先ほどの水道部長の説明の中で投資効果が上がらんということ、現状のとおり、非常に延長の管が長いと受益コストが少ないということが原因だと、私は個人的に思っています。こういう将来の土地利用計画の見直し、そこら辺を早急にやるべきだと思います。

瑞穂市においては農振区域、市街化区域、調整区域と三つの用途区分の土地利用計画の中ですけれども、今言っている下水道の特別会計の内容につきましては、もっと受益コスト

を上げるための施策が必要だと思えます。そうじゃないと1億の繰入金額が出てくるかと思えますので、その点、下水道、コミ・プラ、農集の関係がございまして、最終的に、またまとめの中で回答をいただきたいと思えます。

あと、平成9年から事業をやられまして、今、平成17年度ということですが、修繕の年度計画があるかどうか、確認します。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 西地区につきましては、平成16年に始まったばかりでございますのであれでございますが、逆に言えば、機器等も耐用年数がございまして、今のところは平成25年までぐらいはどの程度かかるかなということは算定をしておりますし、前に申し上げました一般会計からの繰入金の中に機器の交換部分も算定をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 先ほど償還期間の30年という質問をしたんですが、あえて15年と30年の場合、元利均等の年間の返す金額が15年の場合は多い、30年に延ばすほど元利均等は少ないということは、それだけ市の繰入金も縮小できるということですが、それは国の施策なのか、特別会計、瑞穂市の特異なやり方なのか、再度そこら辺確認します。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 起債の償還の計画につきましては、これは国の方針でございまして、環境省については15年、国交省については30年ということをお伺いしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後に使用料ですが、全国平均と県下平均、その中で瑞穂市の順位ですね、全国でどんな状態か、県下でどうか、わかればお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 全国で同規模ぐらいの特環につきましては、一番高いところが、これは月20トンを使用した場合ということで5,900円、一番安いところが630円。県下で一番高いところが5,290円、一番安いところが900円で、今、瑞穂市が20トン使った場合には3,400円でございます。全国平均につきましては2,858円かなと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第68号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第68号平成16年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 質問の内容は、あくまでも決算の附属書類の中の抜粋して質問を書いているということで非常に乱雑になっていますけど、お許してください。

呂久の下水道特別会計の中で総事業費は幾らか。使用料につきましては、先ほど私の方で確認しておる数字ですけれども5億9,100万、使用料については900万だと理解していますが、そのとおりでございますか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 総事業費につきましては、議員お見込みのとおり5億9,100万ということでございますし、使用料につきましては820万でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 呂久の場合ですけれども、平成16年度の決算を見ますと1,600万、15年度におきましては1,625万ということで、数字につきましては大体同じぐらいでございます。ところが、17年度予算を見てみますと1,778万円ということで、大体170万ぐらい市からの繰入金が多くなっているわけでございますけれども、現在、呂久地区の接続率は95%、その中の510人が稼働しているということですのでけれども、将来の市の繰入金額と、これからの修繕年間計画ですね、修繕費、そこら辺は今後見ていくかどうか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 今、議員御指摘のとおり、農業集落排水につきましては平成9年から供用開始をしておりますので、機器の更新がぼちぼち来出したということで、平成17年度には100万程度修繕費を上げさせていただいておりますし、そういう関係で一般会計からの繰出金がふえたんじゃないかなと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第69号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、議案第69号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） コミュニティ・プラントの特別会計について確認します。

総事業費に対する平成16年度の使用料を見ますと1,280万ということですが、総事業費は幾らか、16年度の使用料は幾らか、そして起債の償還は15年か確認したいんですが、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） コミュニティ・プラントの今までにかかった総事業費でございますが、工事費につきまして40億1,000万でございます。使用料につきましては1,280万でございます。償還につきましては15年でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 下水道につきましては、特環の下水道特別会計、農集の特別会計、コミュニティ・プラントの特別会計ということで、この下水道については最後の議案内容になっていますが、先ほど言いましたように、西地区の特環におきましての総事業費は45億、年間の使用料が900万、呂久におきましては、投資は5億9,100万、それに対して使用料は820万、コミュニティ・プラントは総事業費40億1,000万に対して使用料が1,280万、この中でどこが稼働率がいいかと見ますと、当然のごとく呂久の農業集落排水事業でございます。一番効率の悪いのはと申しますと、1番の下水道事業特別会計の西地区の事業でございます。

今回、私は3本の下水道事業の中で言いたいのは、受益率を高めるための全体的な見直しをしないと、この状態が続くわけでございます。先ほどの市の繰入金、西特環におきましては年平均1億1,000万、そして呂久におきましては年間1,600万、そしてコミュニティの方も年間幾らか入ってくると思うんですが、逆に17年度決算においてもこのような状態が続くと思いますので、水道部長、先ほど言いましたような農振区域、調整区域、市街化区域の中の抜本的な下水道の見直しが必要だと思うんですが、その案があれば具体的に説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 非常に難しい質問をいただきまして、今ちょっと当惑しておりますが、と申しますのは、合併してから2年半たって、まだ下水道の方針という格好で明確にお示

しをしていない。といいますのは、国の方針が今までは農集については農林水産省、コミ・プラについては環境省、公共下水については国交省という格好で、3省がお互いに自分の縄張りを持ってこの汚水処理を考えておりましたが、昨年、平成16年から内閣府の方が、そのまちの汚水処理を一本化して考えるという格好で「地域再生」という言葉が出てまいりまして、今その中で、この市内の生活処理排水をどう考えるべきかということを検討しておりまして、当然、今議員が言われたように土地利用計画が最優先すると思っておりますし、私どもも、今マスタープラン等を、都市整備の方がやっております土地利用計画、そこら辺をリンクしながら下水を考えていきたいということを考えておりますので、今どれがどうなのという話になって、私もまだそこまで話をしておりませんので、私の頭の中だけでございますので、その程度でお許しをいただければありがたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後になります、決算認定の中で16年度の予算に対して支出状況についての効率を高めるのがお互いの、要するに執行部の考え方だし、議会として予算をつけたら、それを執行して効率を高めてやっていくべき内容でございまして、最後のまとめの中で、今言っている水道部長の地域計画の全体の見直しについての、とりあえず部長の考えを持ってみえるということですので、効率の高い下水道事業特別会計を運営されることをお願いし、決算認定の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑ないようです。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第70号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第19、議案第70号平成16年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 水道事業会計決算審査意見書の方ですが、監査委員の意見書の書類の8ページと9ページですけれども、真ん中下に財務比率がございます。流動比率の年度別を見ますと、だんだん悪くなっておるようでございますけれども、それはなぜかということをお

答願います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 議員御指摘の財務比率の流動比率につきましては、平成14年が非常にいいと。これにつきましては、平成14年に合併しましたので、事務処理として未払金をなしにして合併しましたので、未払金がなくなったことによって非常に数字が高い。平成15・16につきましては、決算を見てもらうとわかるように約2億ぐらいの未払金がございますが、これがなかったためということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） その資料の9ページでございますけれども、酸性試験比率というのがございますが、その内容と、これが平成14年度、16年度を見た場合、悪いと私は考えておるんですけれども、なぜそういう原因ができておるのか。酸性試験比率についての説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 酸性試験比率につきましては、透明比率とも呼ばれておりまして、この比率が高ければ高いほどよいということでございますが、これにつきましても、合併につきまして未払金が少ないと。といいますのは、合併のときに各町が未払いもなしにしようということで、事務処理を前に処理したということであります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 水道事業の決算書の書類でございますけれども、その中の6ページ、業務量の中の年間配水量を16年度と15年度を比べた場合、出す方は配水量、年間有収ですかね、要するに水がお金になった量と出た量と比べた場合、平成16年度におきましては86.74%で、15年度におきましては、水を出したら、それをお金にかえたパーセントは88.18、15年度と16年度を見た場合、パーセントが大分違うんですが、その理由は何ですか。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 15年と16年と今の有収率が約1%違います。といいますのは、これは昨年、犀川の区画整理の中、約7,000メートルでございますが、配管工事を行って、その中がちょうど地理的に10メートル高いということで水を抜くことができなかったということでございますので、定期的に1ヵ月ほど、今の消火栓なり排泥管を使って水を出しましたということで、有収率が約1%下がったということでございますのでお願いしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番(若園五郎君) あと三つぐらいですが、同じ資料で7ページを見ますと営業収益、事業収入を見ますと4億787万1,000円収入が入っている中で、14ページは未収金がございます。未収金は幾らかといいますと1億6,595万9,002円ですけれども、非常にこの未収金の額が大きいです、御説明をお願いします。

議長(土屋勝義君) 松野水道部長。

水道部長(松野光彦君) この未収金につきましては、一般会計からの消火栓の維持管理費だとか、犀川区画整理の中で工事を行いました負担金と、2・3月分の水道料金が7,500万ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほとんどが一般会計からの負担金等でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(土屋勝義君) 若園五郎君。

3番(若園五郎君) 12ページの事業費ですけれども、建設改良費が4億9,745万5,000円に対して15ページの流動負債の未払金、工事をやりながら払ってない分が2億2,772万1,347円出ていますが、その理由は何ですか。

議長(土屋勝義君) 松野水道部長。

水道部長(松野光彦君) 企業会計につきましては3月31日で締めるということと、一般会計は5月末でございますので、この関係で工事が3月20日に完成して、検査に行って、それから払うという格好になりますので、この未払金の2億2,700万の内訳について、ほとんどが工事費と委託料でございます。これは、今も言いましたように、出納閉鎖するのが3月31日と5月末の違いでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長(土屋勝義君) 若園五郎君。

3番(若園五郎君) 最後になります。15ページのところでございますけれども、資本の部で自己資本金の中に25億6,188万3,276円ございますが、具体的にこの自己資本金の内容の御説明をお願いします。

議長(土屋勝義君) 松野水道部長。

水道部長(松野光彦君) この自己資本金につきましては、一般会計からの出資金でございます。ちなみに、合併時、巣南が3億8,686万、穂積の方が19億7,500万、それと15年と16年で1億ずつでございます。合わせて25億6,100万ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(土屋勝義君) 若園五郎君。

3番(若園五郎君) 当初からその質問内容について水道部長には言ってなかったんですけども、すばらしいその回答をいただきました。来年3月というお話を聞くんですけども、そ

ういう優秀な方は残ってほしいと思います。大変ありがとうございました。大した方です。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 石綿管についてお尋ねします。

石綿管は、アスベストの問題が出てきまして、まだ残置管があるということで、そのアスベストが健康に影響するかということをごどのように認識されてみえるか、お尋ねしたいと思いません。

さらに、残置管がどれだけまだ残っておるのか。それから、16年度の中でどれだけ布設がえをされたのか。それから、今後、布設がえの計画はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思いません。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 決算報告書の1ページ目、一番下から3行目でございますが、石綿管が平成16年で406メートル施工したということと、残りにつきましては1,836メートルということでございます。

今の計画につきましては、平成22年までに約1億をかけて改修をしまいたいと思いません。今、石綿管が人体にどう影響するのかということがありましたが、アスベストにつきましては、息を吸って入ってくるのと口からとるということでありまして、これも今の基準から言えば、WHOの水質ガイドラインについても飲料水中のアスベストにつきましては関連がないということをご指摘しておりますので、私どもも口から入れる分に対しては、健康に被害がないであろうということは新聞でも出ておりますし、各省庁からの通知文でも来ておりますので、考えるのであればアスベスト管の切断のときの粉末がどう影響するのかなということでございますので、これも今年の7月からその基準をつくって届け出をしていただいて、その計画の中に入れるということは考えておりますが、今すぐ影響するとは考えておりません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） アスベストが話題になってからでも、そう影響ないだろうということで、今までの計画どおり22年度を目指してやっていくと、そういうような答弁ですね。私は、懸念されるもんですから、もっと早くやるということで、この事業に対して特別の、一般会計でも資金を投入して、市民の健康を守るという立場から投資して、計画を早めて布設がえをやってほしいということをご、ぜひひとつ要望をしておきますので、来年度予算か、また緊急があれば補正予算でも組んでやってほしいなということをご思いません。

もう一つ質問は、事業決算書の4ページにずうっと事業の工事の内容が書いてありまして、その中で犀川堤外地の工事が5件ぐらいございますね。これの関係で、犀川堤外地は土地区画整理事業としてやっておるといことですから、土地区画整理事業ですと、その区画にどういものが建つかと、それに対する配水管の布設計画を立てて、その工事に対して幾らかかるかといこと、その区画整理組合からお金をもらって、その工事費の中で水道課が工事をしていくという仕組みになっておると理解しておるが、そういうこと、これをやられて決算をされておるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 犀川の区画整理につきましては、あの中は墨俣町の一部と瑞穂市が入っておりますので、これはこの新しい議会になってからだと思ひますが、墨俣町へうちの方が水を送るとい協定を結びまして、あの一帯全部は瑞穂市が送るといことと、これに伴ひまして人口増が当然予想されますので、事業認可をとりまして、あの区域の中に管路を整備するといこと、区画整理の方から、今言ひましたように7,000万をいただき、そのお金で配水管の拡張工事をやったといこと、でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁ですと、墨俣町の区画整理組合から7,000万もらって、そういうこと、やったといことですね。いつそのお金が入ってきたのか。これ、まだよく調べてないんですが、ここの決算書の中に入ったといこと、出ておるのか、去年入ったのか、その辺はいつ入ったか、お伺ひします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 決算書につきましては、今の12ページの上から3段目、資本的収入の中の負担金の決算額が9,255万1,350円ありますが、これにつきましてはこの中に入っておるといこと、です。

それで、まだ3月31日の決算時にはお金が入っておりませんので、今、若園議員に説明しましたように未収金という格好でなっておりますが、今は5月末までに入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第71号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第20、議案第71号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市民部長と総務部長にお伺いします。

瑞穂市補正予算説明書の10ページ、今回、9月定例会におきまして、款3.民生費、項2.児童福祉費、目5.子育て支援拠点整備費ということでございますが、新たに9月補正でこの目をふやしたということでございますが、間違いはないですね。それを確認します。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 本来、交付税の算入する基礎数値の内容は保育費だと思うんです。この項目は子育て支援拠点になっていますので、今言っている3歳から5歳までの、今いろいろ保育園でやっていますけれども、予算の組み替えによって交付税の算入の基準は、総務部長にお伺いしますが、その点どうなんですかね。予算の、今回、新たに目は設けられたと。本来、交付する交付税の算入は民生費、要するに民生費というのは保育費の算定基礎になるんですが、子育て支援の目をふやすことによって、お金を幾ら使っても、国が交付税で上げるよと言っておるのに全然その算定基礎にならんと思うんですが、その交付税の基礎数値に上がってくる項目かどうか確認します、総務部長。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 新たにこの目を設けたことによって、交付税算入には保育費は入っておりますけれども、この子育て支援が入るか入らないかという御質問ですね。ちょっと調べさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

関谷総務部長に申し上げます。

先ほどの3番、若園五朗君の回答をいただきます。

総務部長（関谷 巖君） 先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘がございました子育て支援拠点整備費は、保育所費に該当させることによって交付税算入という御指摘でございますけれども、該当いたしません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 続けて行います。私がここで言いたいことは、普通交付税の算入基礎は基準財政需要額、お金を使ったら、いろんな事業の中で交付税の基準財政需要額と収入額がある中で出る方ですね、需要額だと。財政力があっても、本来は下がっても、かかったものはきちっと報告する意味で、あえて交付税に認められんやつを、子育て支援でお金を使うよりも、むしろ4の保育所費の方でやってほしいということでございます。その考え方についてどうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件でございますけれども、現在、この保育所費につきましては、すべて一般財源化されてしまっておりまして、交付税算定する段階で児童数だとか保育所が幾つあるとすべて一般財源化されてしまっておりますので、その基準の算定方法に基づいて数字が出てくるだけということでございます。

ちょっと説明の仕方が悪いかもわかりませんが、要するに、保育所費はすべて一般財源化されてしまっておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 簡潔に回答をお願いしたいんですが、今言っている保育所費に支出すれば、お金は幾ら使ったということで交付税の基準財政需要額の中に金額を上げることはできないですかね。あえてここで上げることによって、その点の運用はどうなるんですかということなんです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 基準財政需要額が増額、仮にその事業を行って基準財政需要額がふえても交付税の算定には該当しないということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 目の子育て支援拠点整備費の委託料の中身でございますけれども、13の中に3,100万でございます。別府保育所は、今2,000平米、道路から西の面積は、将来計画の中で大体4,000平米ということで、道路を挟んで、別府保育園の土地利用の話で、2,000平米、4,000平米という中で、本来、保育所費で組む分と、そして子育て支援拠点事業の中で合致で予算、要するに委託料を組んでいるかと思うんです。この設計費の3,100万というのは、総工

費10億ぐらいの設計なのか。大体概算ですが、その事業費はどういう内訳でこの設計監理委託料の3,100万を算定されたか、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 若園議員さんは、保育所の方の面積2,000平米と言われましたが、5,200平米ですので。今、別府保育所の方の敷地は約5,200、それから県道西側は約4,600が面積です。

それで、設計委託料の関係で3,100万の積算根拠ということですが、大体私の方はある程度の基本の概算基本額はこれぐらいということは詰めております。詳しくはまだ詰めておりませんが、過去の設計委託料の金額等を勘案させていただいて、今回3,100万ということでございます。

まだこれから基本設計等を設計事務所をお願いして、最終設計金額はどれくらいになるかというのは不確定でございますので、今までの例で、大体どれくらいの設計委託料かということをもとにしながら積算をさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） これは総事業費、多分10億ぐらいになるんじゃないですかね、違いますか。要するに、事業費の中のパーセントを逆に計算したら、それぐらいの事業費になるんじゃないですか。わかりませんね。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 多分若園議員さん、過去の設計の率を参考にされて、それぐらいということ逆算されているのかなと思いますが、まだ私ども、どれくらいの額になるかというのまでは、基本設計等をやっておりませんので、10億になるのか9億か8億かは、まだちょっと不明でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） これは大体10億ぐらいということは予想できますけれども、先ほど言われたように、別府保育所は5,200、子育て支援は4,600、道路を挟んで東と西はそのぐらいの面積があって、子育て支援センターかわかりませんが、別府につきましては、昭和46年3月ですので経過年数34年たっています。その中で、一部南舎については昭和53年3月に直していますけど、実際僕たち現地を見たんですけれども、非常に早くやってほしいというような感じを受けました。

今回の僕の質問の中で、総事業費10億の中で、本来、保育所費と子育て支援があるんですが、

予算の組み方ですね。目で実際には別府保育所と子育て支援事業で10億やる事業の中で、あえて保育所建設をやるにもかかわらず、子育て支援拠点整備事業の中で組んだということは、これは市長、やっぱり自分の公約の中で、うまく市民にPRして、今言っている、ただ保育園を直したんじゃないよと、子育て支援で頑張っているよという目的なのか、そこら辺はどうなんですかね。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 保育所は、子育ての中の一つの機能というか、一つのあれだと思うんですね。ですから、それだけを前面に出すということじゃなしに、そして子供を育てていくためには必要ないろんな条件がありますので、そういうものを総合的に見ていこうということでここへ取り出したわけですので、この全体の中に保育所機能もあると、こういうふうに考えていただきたいと思いますけど。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 現在、瑞穂市の保育所は、私立を入れまして全部で10カ所ございます。その中で、旧巢南の西・中・南におきましては昭和51年から48年ということで、言い方は悪いんですけども、旧穂積と比べた場合、穂積の方が経過年数がたっている中で、今、各その募集、保育年齢、それもばらつきがあると思います。例えば、西保育所であれば2歳から5歳、あるいは中保育所であれば10ヵ月から5歳ということでございます。今度の上がっておる事業ですけれども、別府保育所につきましては10ヵ月から5歳ということですが、具体的に保育年齢の、この事業はどういうような対象の方をやっていくか、確認したいんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 基本的には、今やっておる保育内容と変更するつもりはございません。未満児保育もやりますということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 瑞穂市の条例をCDで見たところ、幼稚園の設置条例とか保育園の設置条例がございまして、別府保育所とか子育て支援につきましては、それなりの箱物ができると私は解釈していますが、今回、子育て支援センターの条例設置について、いつごろこれが出される予定なのか。さっきお金を要求して設計だけやって、どのような目的か、そこら辺が見えてこないんですけども、それはだれが答弁されますかね。

保育園をつくる場合は、保育園設置条例という条例があります。本来、この事業は、10億の中で保育園と子育て支援センター、箱物ができます。柱、その条例、子育て支援センター条例の制定なり、その具体的内容については、条例の制定について計画はあるかどうか確認します。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 建設については来年度でございますので、建設の竣工の完成期限等を踏まえまして、条例が必要であれば設置条例を策定していきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 答弁ありがとうございました。

設置条例と要綱は運用になりますので、まず厚生協議会かなんかで、これからできてくる中で、月に1回、今やっていますので、ある程度回答が出たから、すぐぱっぱと資料を出すんじゃなくて、経過説明の中で、こういう理由でこうなんだということで条例と要綱、要するに、実際その施設をどう運用していくのかということも、ある程度事前協議をお願いしたいと思うんです。その点、できますかどうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 必要であれば、その都度、議会と協議させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 補正予算の12ページのところで土木費でございます。その款8、項の都市計画、4の駅対策事業でございますが、この事業はバスターミナルの整備事業だと思うんですけども、去年の12月28日に用地買収してやって、きょうは10月に入っています。もう1年近くなって補正に上がってきたんですけども、今後、この事業以外にそのバスターミナルについて整備する計画はあるのか、この範囲内でできるか。その確認と内容について、この事業はどんな内容をされるか。二つ聞きます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 勉強会でも言いましたように、障害者用トイレ、あるいはシェルター整備、あるいは境界のフェンス等、排水も含めてでございます。今年度で完成でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 最後になりますが、総務部長、4ページの歳入に普通交付税と特交がございますが、今回、歳入歳出の中に財源補正でマイナスになっておるのか、その解釈をお願いします。

一般会計補正予算の今見ている4ページの歳入のところでございますが、8の地方特例交付金の項の1.地方特例交付金の1を見てみますと、7,100万、そして地方交付税の普通交付税

が の 2,400万になっていますが、これは歳出に対する財源補正の数字なのか、確認したいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず、地方特例交付金で 7,100万円減額いたしております。御承知のように、この特例交付金といいますのは、長期にわたる景気低迷の一環として打ち出された施策でございますけれども、これが確定をしてきたということで、これにつきましても交付税の関係と同時に、本算定に伴いまして額が確定をしてきたということで減額をさせていただきました。そして、御指摘の地方交付税につきましても、額が確定をしてきたということで 2,458万 6,000円の減額をさせていただくということでございます。一言で言いますと、額が確定をしたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 普通交付税につきましては、8月末をもって交付の額を決定するというので、これも何回も言っている年4回でございますが、特別交付税におきましても額が確定したかどうか。特交におきましては、最終的には12月とか3月、年2回なんですけれども、本当にそうか、間違いはないですかね。事務方の確認をお願いします。

議長（土屋勝義君） 総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ここには特交は入っておりません。特例交付金でございますので、特交は入っておりませんので。

3番（若園五朗君） ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ただいま出ました子育て支援センターつきの保育園の事業についてですが、これはいつから使い始めるのでしょうか。新しくできて使い始めるのは平成19年度でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今年度、設計をいたしまして、来年度工事ということですので、19年4月1日になろうかと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 3,200万円かけて設計委託されるわけですが、今まで明らかになっていきますように、現在、保育園が建っている東の敷地の方が広いわけですね。そして、本巢縦貫道

の非常に交通量が多い道が真ん中にある、それをトンネルを少し改修するということが、行き来するわけです。この広さからいっても、現在のところに保育園プラス子育て支援センターを建てた方がいいのではないかと。広さからいっても申しましたが、もう一つ、便利さからいっても、というのは駅は本巢縦貫道の東側にあるわけですから、朝晩、特に朝は急ぐと思うんですが、名古屋方面へお勤めになる方で駅からお乗りになる方も非常に多いと思うんですね。市内で一番利用者が多いところですね。そうすると、わざわざあの本巢縦貫道を、縦貫道の東の方は、東に非常に集中しているわけですから、駅の側に、西側へ行ってから、また信号で東へ行くという場合もあり得るわけで、もともと西の方は行くのでいいと思うんですけど、そういう便利さからいっても、広さからいっても、現在のところに建てた方がよいと考えられると思うんですが、新しく買う西側に建てる予定とお聞きしましたが、その西側に建てるという結論が出た過程ですね。新市建設計画には「市民のための健全行政都市の創造」という言葉があり、市民主体のまちづくりというのがあり、市民の声を十分聞いていろいろな施策を立てるという方針を出されています。どのような経過で、現在建っているところでない、その狭い西の方に建てることになったのか、経過をお聞きしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御指摘のように、施設の利便性から言うと、東の方がいいと思います、おっしゃるように。ただ、そうしますと、東側の建物を全部壊して工事に入りますので、その間、それじゃあ保育園の運営をどうするかという問題が出てくる。そういう点から考えて、結局、西で行こうということに。そのかわり、その間の行き来の利便性を考えるために、あの地下道を、今階段になっていますけれども、あれをスロープにしてということを考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 多分そうであろうと思っていましたが、それは市というか、工事の一時的な都合ですね。一回建ててしまえば、もうずっと不便さは続くわけですね。そうしますと、市民のためには、今一時的に工事の関係で不便であっても東の方で建てるべきという結論が出ると思うんですが、その親の意見とか現場とかの意見はどのように聞かれたのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） それをやりますと、余りにも犠牲が大き過ぎると思います。といいますのは、その間の受け入れるための仮施設を西側につくらなきゃなりません。その資金だけでも数億かかると思います。ですから、それをまたすぐ壊してもとへ復元していくということが、果たして費用対効果とか、そういう点から見てどうだろうか。

ですから、逆に、行き来の不便さを最小限にするという努力は、当然していくべきだと思いますけれども、そのあたりを配慮しながら、西に全くさらな形でつくっていく方がいいという

ふうに判断をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） という御答弁ですと、当事者、現場と保護者の声は一度も聞いたことはないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） その建設のどういうふうにしていくかという点につきましては、特に意見は聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） きょう午前中に平成16年度の一般会計の決算認定の総括質疑があった中で、何人もの議員から出ましたが、財政的にゆとりがあるにもかかわらず、すべきことをしていないという指摘がありまして、これもその一つだと私は思います。多少お金がかかっても、市民のために、特にこれは子育て支援という国策にもなっている重大なことです。本当に子育て支援や市民のことを考えるなら、多少お金がかかっても保護者会などの意見を聞くとか、そして東側が利便性がよい、広さもよいという方向に持っていくべきではないでしょうか。それだけの手間とお金は、初めからかけないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この御指摘の利便性の問題は、私は、おっしゃるほどそんなに大きな問題だとは考えておりません。要するに、そのあたりはどう判断するかという問題ではないだろうか、こう思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） わかりました。市民の皆様にも、こういう意見もあり、行政はこういう経過で決定しているということも知った上で、あとの判断は市民の皆様にしていただくのがよいと私も思います。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、いろいろ保育所の建てる場所を議論なさっているようですが、地下道を広くしていただいて通りやすくするという前に、最も危険なことは、いわゆる予定されている北側の道路は公道になっています。あそこに幼い子供の命をさらすという観点が抜けておりますので、その辺をどういうふうに精査されるかが最大のポイントだと思いますので、

その辺を十分考慮していただいて進めていただきたいと私は思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質問ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 7ページの財産管理費の中の工事請負費、これは説明によりますと、議会事務局や議員の控室、または会派の部屋等の会議室の改造を計画しているという説明を受けました。それで、どこにどういう配置をするかという配置計画が現在あるのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、現在の一番西の方の職員の休憩室兼食堂になっております場所でございますけれども、あの場所をパーティションで三つの間取りをとろうという計画をいたしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） まだ大まかな配置状況のようでありますので、これは議員の一番活動の拠点に今後なっていくところでありますので、議員の声や要望をぜひ聞いていただいて、配置や設計する段階でやってほしいということを希望します。それは、ぜひひとつ議長がその辺の采配をとっていただいて、議員の要望を執行部にしっかり伝えていただくと、そういうことを要望しておきたいと思います。

2点目ですけれども、12ページの、先ほど若園議員が質問された駅対策事業費の問題でございますが、これは12月28日に土地開発公社の基金で面積 1,961.9平米を1億 3,687万円で購入したと。その購入した基金から、市が公有財産として購入するということが今回計上されていると理解するわけですが、この開発に対する議会の意見もいろいろございまして、まだ完全に合意した段階でなくて、こういう基金で買い取り、工事を先行していくと。工事を先行して、大体工事が終わった段階で土地を買うと、承認してくれと、そういう購入の仕方でございます。こういうなし崩し的な購入法については、私はよろしくないということを思います。今後、こういうことはぜひやめてほしいと思いますが、こういう方法はしないようにということを要望として申し上げておきます。

次に14ページでございますが、体育施設費の公有財産購入費の中で土地、公有財産の購入の説明では、中・西のふれあい広場の借地を購入するということが説明がございました。お尋ねしたいのは、現在、ふれあい広場があるのは、中・西・南の3地域にございます。その各広場の借地面積はどれだけかということ。その借地面積の中で売却を希望してみえるのは、各広場ごとにどれだけ希望してみえるのか、面積を教えてください。

さらに、今回、購入される土地は、どこの広場で何平米かということをお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 西ふれあい広場の借地の面積は1万 532平米です、借地の分だけです。中ふれあい広場が1万 2,387平米、南ふれあい広場は1筆だけですので 956平米、これだけが一応借地として存在しております。

それで、今申し出がある分は8人で 7,295平米、申し出が来ております。今回、諸経費といいますが、印紙代やら委託料ですね、それと不動産鑑定、それから測量の委託料、合わせて1億円組みましたが、中ふれあい広場、西ふれあい広場のそれぞれの面積が必要ですか、申し出があったというのを。

11番（小寺 徹君） はい、それも。

教育次長（福野 正君） 西ふれあい広場は、お2人で 1,900平米ぐらいです。ごめんなさい、数値は計算機を持っていませんのでちょっとアバウトですが、中ふれあい広場の方はちょっと多くございまして6名、あと残り分が、先ほど言いました 7,295から差し引きしてもらおうとわかりますが、それだけの面積が、今申し出があります。不動産鑑定をかけて、買える分から買っていくというところでございます。

どれを買うというふうではなくて、今申し出のある分で順番に買っていききたいと。不動産鑑定を入れないと、値段もまだ出ておりませんので、この 7,295平米は全部買えるのか、あるいは半分なのかというのもわかっておりませんので、順番に計画的に買っていききたいと思っております。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅対の土地の購入について小寺議員からの御意見、これちょっと私、誤解のないようにしていただきたいと思っておりますので、余分なことかもしれませんが、申し上げておきたいと思っております。

この見ていただきますとわかりますように、土地購入費の財源を見ていただきたいと思うわけでございます。ここに地方債で大きな金額が上がっておりまして、これは合併特例債を利用するために一つのクッションを入れているんだということで、決して意図的にそういう方法をとったということではございませんので、その辺はひとつ誤解のないようにしていただきたいと、こう思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 広報のスピーカーが各地区についていると思うんですけど、あれって

3個のところもあれば4個のところもあると思うんですが、特にうちの場合聞こえないんですが、北方町の方が聞こえるんですが、この辺の申請というのは、自治会長さんなんか申請をなさっているのか、それともなされていないのか。そしてまた、その3個ついている、今住宅がどんどんふえてまいりますね。ですから、従来3個でよかったものが4個つけなきゃという、そういう見直しとか、そういうことはどうなんでしょうか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件につきましては、それぞれ自治会長さんからお聞きしているところもございますし、そしてまた定期的に点検もいたしております。今年度400万円計上させていただいておりますけれども、これはパンザマストのスピーカーの交換ということで計上させていただいております。いろいろ苦情も聞いておりますので、その都度点検をしながら、スピーカーの方向性も逐次変えていくという状況でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 補正予算を見させていただきますと、一般予算が当初120億の中にありまして、今回の補正が増で10億5,000万ということで、全体の割合を考えたときに、8%ぐらいの予算の増になってこようかと思うんですけれども、この8%の予算増強の中で、市長は市民の皆様は何が一番アピールされたいのか。といいますのは、この10億の中を、多少のこぼれがございますが見させていただきたいときに、総務費の中で建設準備金ですか、公共施設整備基金積立金に6億9,000万、7億のお金が行っておるわけです。ということで考えますと、本来ならば皆さんの貴重な財源で、税金で預かったものを適切に、今年度の施策の中に一つの考えとして何かを補正で打っていきたいというお考えであられるならばわかりやすいかと思うんですけれども、将来に向けてという部分の基金の積み立てかと想像され得るときに、市民の皆さんにどのようにアピールができるのか、お尋ねを申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは前年度の剰余金が出たもので積むお金でございますけれども、私としましては、17年度の当初予算のときに、これからの長期的な必要ないろんな施策について基礎固めをする年だということを申し上げたかと思えます。その関連の中で、本田のコミュニティーセンター、あるいは巢南地区における統合の給食センター等、そういういろんなことを考えますと、かなり大きな資金が要るわけでございます。それを単年度で処理するのは極めて難しいわけございますので、そういうことに備えて、まずとにかく基金に積んでおくということにしておるわけでございます。だから、これだけ余裕があるからと、目の前で何をやるかということじゃなしに、長期的な視点の中で財政バランスを考えておるといふふうに御理解いた

だけたらありがたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） くどいことで申しわけございません。市民の皆様に関われたときには、そのように我々議員は答えてもよろしいのでしょうか、再度お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私としてはそう考えておるということで、おっしゃっていただいても結構でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 先ほど保育所の関係でちょっと意見がございましたが、このことは所管の方でじっくりとまた議論をするわけでございますけれども、面積、さらには便利さからいって東の方がいいと、こういう中で、あえて西の方というところでございます。浅野議員からもございました、公道に出して危険にさらすのかという意見もございます。

いずれにしましても、今の建設の技術、いろんなものを考えてみますと、ちょうど東側は、ああいったお墓がございましたのを移転いただいて空き地になっております。そこら辺からあわせて、うまく持っていけば、壊しがてら、今の技術でいきましたら対応ができるんじゃないかと思うわけでございます。

いずれにしても、これは現場の意見を聞くということも大事でございます。実は私も過去の経験で、南小学校の校舎体育館の建設で、行政が現場の意見を聞かなかったがため、配置に大きな誤りをした。本当に禍根として残っておるわけでございます。それがなかったらすばらしい運動場、すばらしい配置になった。また、将来の増築の建設計画に本当にいいあれになった。それが現場の意見も聞かなかった、十分議論しなかったというところに大きな禍根を残しております。そんなことから、厚生委員会の方で十分に審議をさせていただきたい。意見もしっかりと、また現場も見てということでございますので、ひとつ決めつけしないで、よく十分な審議をして、やはり大きな投資をするのでありますから、少々のことであっても便利さ、いろんな市民のいろんなことを考えまして、子供たちのことを考えて建設をしていかななくてはいけない、こんなふうに思っておりますので、このことにおきましては、また厚生委員会で審議させていただくということだけお話し申し上げます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 先ほど篠田さんの方からお話がありました関連ですけれども、公共施設の整備の基金の積み立てということで6億9,000万出ておるんですが、その内容を市長さんは、コミュニティーセンターの本田というお話をされました。これは17年度の中に予算は設計費等計上されておるんで、コミュニティーセンターが建つというふうに思うんですが、そのほかに巢南の何とかというお話をされましたんですが、巢南というのはどういったものを構想されているのか。何かそういう話じゃないですか、巢南の何とかという話は。

〔「給食センター」の声あり〕

6番（松野藤四郎君） その意味ですか。それはわかるんですが、公共施設をつくるためには非常にお金がかかるということでございます。もちろん、土地等の購入もありますのでお金がかかるんですが、私たちといいますか、旧穂積の要望としては、そういった公共施設を穂積地区に欲しいという願いを持っていますので、そこら辺を含めて積立金の方も、ひとつあわせてお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 別府保育所の新設という関係の問題で、今、執行部に対して各議員から意見が出ておるわけでありまして、市長はそれに対しまして、工事の建設等も踏まえて、面積が広いのはわかっておるけれども、あえて西側に建設したいという意向のようでございますが、市長も主権者たる市民の代表としての市長であります。かつまた、議員の皆さんも主権者である市民の代表として、二元代表制の中で審議をしておるわけでありまして、これだけ多くの議員がその建設場所について、便利性からいっても広さからいっても西側に建てるのではなくて、西側に仮設をつくってでも、一時的に経費がかかるかもわからんけれども、将来の展望からいった場合は、とにかく東側に建てるべきだというような意見が、議員の総括の質問の中で出ておるわけでありまして、その意見に対して耳をかそうとしないのか、しっかり意見が出たので十分精査をして考慮したいと思っておられるのか、市長の御答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 机上というか、皆様方、想定の中でいろいろと議論しておられますので、逆に言うと、私どもがそれにどれくらいの違いが出てくるのかということ、一遍御説明をさせていただきます。その中で御検討いただいたらいかがでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 今、市長は一步も譲らないということではなくて、なぜ行政側として東の方ではなくて西の方で建てるんだという経緯についても、しっかり御説明して、議会軽視

をするのではなくて、いろいろ諸般の状況判断でやっておるので十分説明をして理解を求めたい。議会がその説明においても総合的に判断して、東側で建てるべきであるというような空気の場合は東側に建てる、議会の権能を尊重されて対応されるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は、最終的に議会の御意見というのは十分に尊重したいと思いますけれども、端的なことを申し上げまして、何億かかっても、それが高くなってもやれということであれば、それはそのように議会がお決めいただければ、それに私は別に反論する理由はないと思っています。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長は、議会は、議員は主権者の代表であるので、十分精査をして尊重したいと。市民の協力なしで瑞穂市の繁栄はあり得ないということを言葉で言っておられますが、私は言葉どおり実行していただくことが、瑞穂市のますますの繁栄につながると思うんですよ。人間、正しいと思っても、ややもすれば後で禍根を残すということにならんとも限りませんので、この財源は市民の血税で執行されているということを絶対公約数でお忘れなく。しっかり市民の声を精査して、特に市民の声の代表は、全員の議員が市民の代表になっているわけですから、その声をしっかり精査していただくことが将来の禍根につながらないと、過ちの結果にならないということであると思うんですよ。特に保育所、並びに支援センターの新設については、将来、少子化社会において、特に瑞穂市は、新しいまちづくりの中核、いわゆる交通の利便性のいいところですから、幾ら人口がふえないと言っても瑞穂市はふえていくと思うんですよ。だから、そういう意味において、特に少子化対策の中で子育て支援、乳幼児の保育の問題は欠かすことができない施策の一環だと思っておりますので、この別府保育所の支援センター並びに保育所の新設についてはしっかり、これだけの議員の質問も出ておるわけですから、ああでもないこうでもないといって中央突破を図らないように、脳裏に片づけるなり、しっかり頭に入れておいていただきまして施策に反映していただきたいと。以上、お願いしておきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第72号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第72号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第73号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第22、議案第73号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第74号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第23、議案第74号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第75号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第24、議案第75号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第76号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第76号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第77号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第26、議案第77号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号から議案第77号までについて（委員会付託）

議長（土屋勝義君） 議案第52号から議案第77号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後3時22分